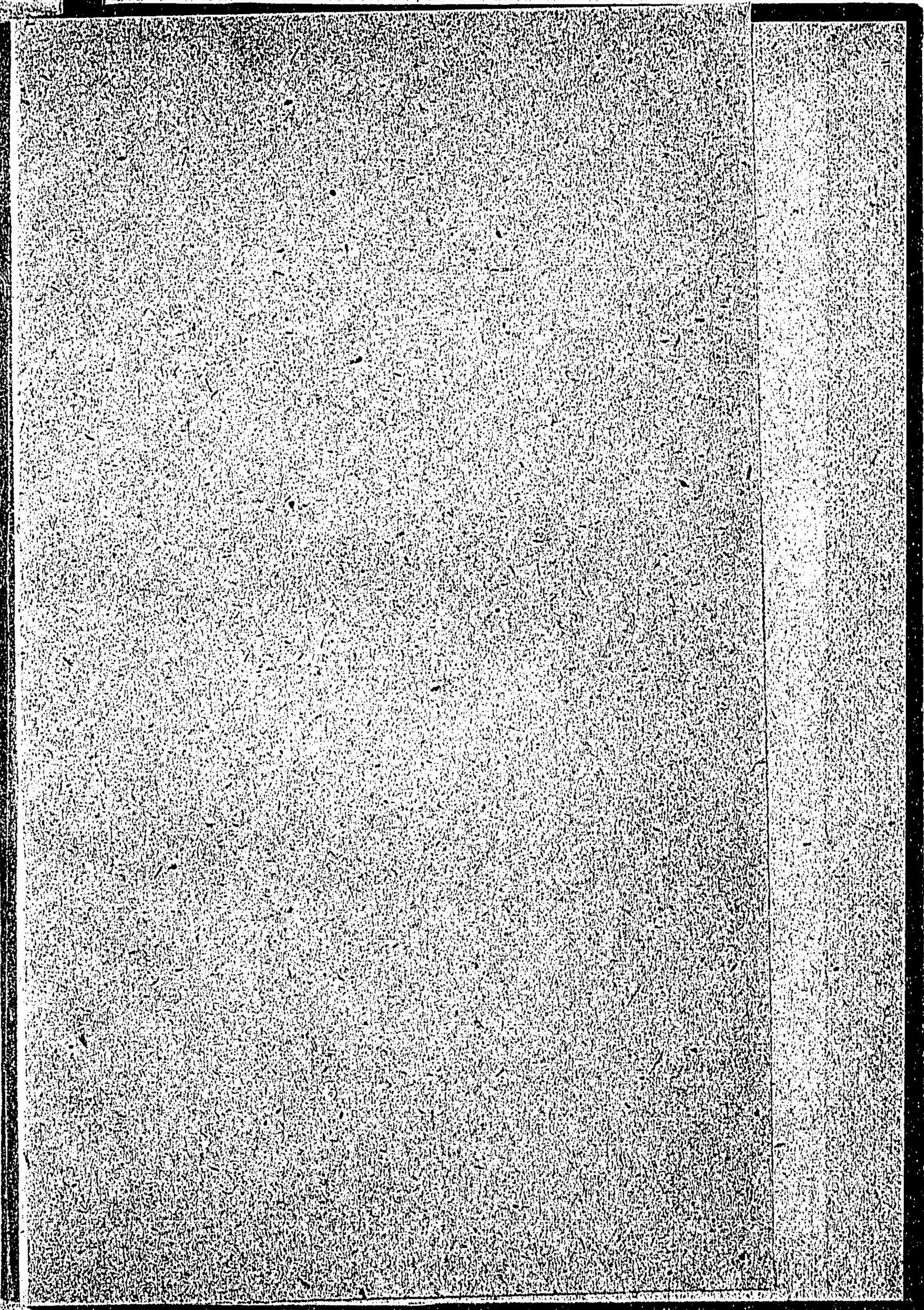


327-3



日本風俗の新研究

明治
42 5 21
内交



日本風俗の新研究

凡例

- 一、本書は我が國古來の風俗の現存せるもの、中、最_ニ信するに足るべきものを採りて、考證せり。
- 一、我が國古來の風俗の現存せるものといへども、世間一般に觀ることを得べきものは之を措き、他に多く類例を見ざる、特別の珍奇なるものを採りたり。
- 一、古書の引文中、語尾、假字等の落ちたるものは、之を下右傍に片假名にて、細字もて附したり。例へば「相立申_テべき」「攻_ラレ」「討_ッしむ」等の如し。
- 一、本書は脱稿の上、厚知遠藤文學博士の嚴密なる校閲を経たり。茲に特に其の勞を鳴謝す。
- 一、我が縣の小西傳助、藤川豊城兩氏は、吾が莫逆の友なり。予が本著述に方り、多々便益を與へられ、剩さへ其の費資の一部を惠まる。爰に特書して、其の厚意を謝す。

一予や不遇にして、力を父母の國に倣す能はず。此の研究を以て、聊か郷國を忘れざる信とし、併せて、其の縣人の愈奮起せんことを望むと云爾。
 時に明治太歲次戊申、夏五月下浣

斯君亭主人 淇水 識

日本風俗の新研究

目録

第一	緒論	一頁
第二	純粹の日本風俗とは、何をぞや	四
第三	純粹の日本風俗は、現今何處に存在するか	八
第四	證明	一〇
甲	歴史上より	一〇
乙	地理上より	三一
丙	人類上より	三七
	(イ) 體軀	三七
	(ロ) 容顏	三八
	(ハ) 人情	三八
目録		一

(二) 食物 四〇

丁 人文上より 四二

 (イ) 風俗 四二

 (イ) 服装 四二

 (ロ) 頭髪 四六

 (ハ) 化粧 四七

 (ニ) 器用 四八

 (ロ) 習慣 五二

 (イ) 建築 五二

 (ロ) 彫刻 五四

 (ハ) 加冠 五八

 (ニ) 婚姻 五九

 (ハ) 喪葬 六一

 (ヘ) 祭式 六四

(ト) 信仰 六六

(チ) 歌舞娯樂 六九

(ハ) 言語 七三

(ニ) 生業 七七

第五 催馬樂は如何なるものか 八〇

第六 催馬樂の後身は如何に 八七

第七 本地方人は如何にして催馬樂を持続せるか附大葉子節のこと 九〇

 (一) その歌詞の催馬樂の歌詞と、甚類似したること 九四

 (二) その調節の催馬樂の調節と、甚同じきこと 九七

 (三) 之に伴ふ舞踊の頗る古風にして、全く古代の俤あること 九八

 (四) 之に用ゐる樂器の、催馬樂出生の當時と、少しも變らざること 九九

 (五) 大葉子節の實例 一〇三

第八 結論 一〇六

目録終

藤原為相

○ これのみぞ人の國より傳はらで

神代をうけし敷島のみち

○ 本居宣長

しきしまの大和心を人間は

朝日に匂ふ山櫻ばな

日本風俗の新研究

文學博士 遠藤隆吉校閲

平岡專太郎 著

第一 緒論

我が大日本は所謂神國なり。土地肥沃、氣候溫和、加ふるに、山水明媚、風光秀靈、不二峰の雅趣、琵琶海の瀟灑、蓋世界に倫なし。故に其の開國頗早く、其の風俗の如きも、上古よりすでに稍完備せるを見る。即ち衣冠裳褌あり、刀劍を帶し、弓矢を持し、頭に鬘櫛をつけ、頸に勾玉を綴り、腕に手纏あり、御統といひ、劍といふ。共に粧飾たり。祭祀には、女工をおきて祭衣を織らしめ、菅殿齋殿ありて、穢には川に祓禊し、疑には占に詢ふ。習俗特に詠歌を好み、思想を述べ、意情を通じ、又之を爲事に利用す。國引には國史歌あり、其の他、杵歌、舟歌など、種々ありし類を云ふ。又音楽あり、舞踊ありて、之に合はせ演じき。其の他、飲食には

魚禽獸介の鮮を用ゐ、春米甑蒸の方あり。釀酒造餉の制あり。化粧には、男女とも、面に色つけ、眉を抜き、齒を染むる風ありき。

桂林漫録に、海人漢弁云、鳥羽院御代以前は、男は及三代毎度婚飾之至也とあるを見れば、男の婚飾水を付くるは、古き家屋は、鷓鴣草茸合申には非ざりけり云へるは、又一説に、化粧の條、併看すべし。

殯歛ありき。稍降りての世に至りては、外國交通開け、諸般唐制に倣ひ、衣冠裝束、漸都雅優美に趣き、建築巧緻となり、高臺甍瓦また觀るべく、佛教儒訓大いに開けて、春祭秋嘗、檜柳封墳の度、悉備はりしかども、我が國俗の粹、全く混亂し、社會愈開明して、國俗愈錯綜、復方物すべからざるを致せり。況んや、方今歐米の文物憲章を益輸入し、洋服を着け、高帽を戴き、

女は鹿裝、二百三高地。彩館に住し、膏粱を食し、握手接吻を以て禮とする世に於いてをや。我が神州古代固有の眞風、また其の條をだも存せざるに至れり。

然らば、其の都雅優美に赴き、巧緻となり、文物制度完備の運に至れるを以て非とするか。嗚呼、豈それ然らん。予は徒に頑冥固陋、世の所謂國粹保存を以て、妄に任するもの、擧に倣ふにあらざるなり。翻つて願ふべし。今や我が日本は、太平洋上の島國に

あらずして、東洋に屹峙せる大帝國なり。東洋の大帝國にあらずして、地球上唯一の大日本なり。何に因つてか、此の名望を得たる。何を以つてか、此の地位を得たる。抑亦故あるなり。夫れ皇政一たび維新を告げ、爾來四十年。その間、騏驥大駕、駸々長足の進趨をなし、文物張り、制度揚り、教育整正し、武備充實するを致す。其の維新後、僅々三十年の星霜を閱して、一たび清國と干戈を交へ、平壤に黃海に、振古未曾有の大捷を博して、寰宇をして環睚舌を捲かしめ、由來東海中に潜伏せる虬龍が、猛然天に向つて頭を充ぐるの氣勢をなすを致しき。爾後所謂勝つて兜の緒を締むるを以て主義となし、愈倍國力の直養を計り、その後十年を経て、又鷲魯と聲隙を啓くや、雲霞の如き

貔貅、海を渡り、一撃山東角嘴の地を攘ひ、再擧韓地の敵を掃蕩し、長驅して、曠漠たる滿州の野に活劇を演し、以て連伐連捷の奇効を奏し、龍艦鯨艦亦一氣蒼溟を呑むの勢を以て、一蹶旅順の嶋敵をして、其の角を出す能はざらしめ、再躡老婆艦隊を、對州近海に要撃して、惡戰屢殺し、以て撼天動地の恠勳を樹つるを致せり。其の間、陸には

彼我の兵員、合して數百萬。北韓燕地、震且肅愼より、胡沙吹く蒙古の境に至るまで、萬里の曠原に撒布、悲劇を演じ、海には兩軍の堅艦利艇、都べて數千隻、波兒壑古、南洋の

澳沖より支那海日本海の洋上に至るまで果てしなき海原に填塞慘動をなし所謂山嶽崩れ江海沸くの大活畫を描出して毎に彼をして頭を擡ぐる餘地なからしめ遂に全局の神勝を獲て以て今日の地位名望を得たるものなり是れ必竟上は天祐に頼り皇帝陛下の稜威に依り下は教育整正し兵備充實せるの致す所なるべしとは云へ抑亦由つて來たる所尙しき也蓋し我が皇祖神武天皇國を肇め統を垂れ給ひしより年所凡壹千八百五十年を経て鎌倉幕府の創立となる是れより以降は即武斷政治の世と云ひ以て江戸時代凡二百七十年の昇平を馴致す其の間凡六百七十餘年なりその昇平時代表二百七十年間には所謂武士道といふものありて以て人心を支配せりき武士道のことは言はずもがな要は仁義を主とし廉耻を重んじ名分のためには身命を惜まずてふ至誠愛國の情を發揮する道にして即大和魂といふものなり尊い哉

第二 純粹の日本風俗とは何ぞや

我が國は古來武を以て建つ一たび干戈を操つて起つや未曾て外侮をうけしこと

を聞かざる也。緒論にいへるがごとし。斯くの如く戦に克つも武士道あるがためなり外侮を禦ぐも大和魂あるがためなり武士道と大和魂とは名は異なりといへども其の實は一のみ我が國は天壤と共に無窮なると同時に須臾も此の道なかるべからず乃大和魂即日本國日本國即大和魂と云はざるべからざるなり而して此の道たる名は則江戸昇平時代に現はれたりきと云へども實は則上古よりの懿風美俗なり此の愛國心即大和魂なり。てふことの物に見えたるは日本書紀持統天皇四年十月の紀に。

乙丑詔軍丁筑紫上陽時郡人大伴部博麻曰於天豐財重日足嫗天皇七年救百濟之役汝爲唐軍見虜泊天命開別天皇三年土師連富杼氷連老筑紫君薩夜麻弓削連元寶兒四人思欲奏聞唐人所計緣無衣糧愛不能達於是博麻謂土師富杼等曰我欲共汝還向本朝緣無衣糧俱不能去願賣我身以充衣食富杼等任博麻計得通天朝汝獨淹滯他界於今三十年矣朕嘉厥尊朝愛國賣已顯忠故賜務大肆并給五匹一十屯布三十端稻一千束水田四町其水田及至會孫也免三族課役以顯其功

といへるなどが始めなるべけれども而かも此の心此の道は決して此の時に始め

て起れるにはあらず其の來たる所最太古にあり蓋し太古の世神人雜糅し其の際に貴賤上下の間隔なかりし也間隔なしと雖ども貴賤上下の分は截然として自から明かなりき即君臣あり主僕ありて以て一團結を組織し然かも其の間隔甚しからざりしに因して随つて上下雅陸和氣洋々の裡にその一體を維持せり之を家長制度と云ふ即一家族たるもの其の家長を助け尊び且愛するは當然の理にして随つて家長も亦その家族を慈しみ且戀ふは又自然の情なり即我が日本は其の團結一家の組織の如し是を以て君臣上下相思ひ相愛し延いて愛國心となり發して大和魂となり上は歴代の天皇仁慈におはしまし下は永世の臣民忠誠を盡し以て萬世一系の皇室を戴き天壤無窮の國運を保持せんことを庶幾にも忘れざる所に於て是れ乃國體尊嚴萬國に向つて誇稱するに足る所以なり

吁大和魂たる時に或は愛國心として現はれ時に或は武士道として發すること斯の如し夫の明治二十七八年の役は姑らく措かん其の三十七八年の役世界堵膽の場裏に立ち強剛無雙の鷲魯と相角觝し倒して之に勝ち一賭して今日の位地名望を得たるものにて決して一朝一夕の業の能くしたる所にあらざるなり上下敵

六

千年間持續し來たりたる醇風美俗の發揮して收めたる結果に外ならずして而うして純粹の日本風俗は實に茲に在つて存する也

されば歐米各國の人士競うて日本の所謂大和魂てふものを知らんと欲し武士道の研究となり日本其物の調査となり究極英國は日本教育に私淑せんとし曩日駐留澤柳政太郎氏に切に諮詢しつゝありしが澤柳氏歸りて菊地大麓氏の招聘となり露國のトルストイ伯は西洋の基督教國は遠からずして日本の從屬國となりたらんとすと言へりと聞く知らず菊池氏は常に何の言を以て英に諍げんとするかを又知らず夫の大和魂てふ眞の道は太古醇朴の風俗に胚胎して存するを記するか否かを

後果して菊池氏は英國に於いて本説と同様の大演説をなし上下の大喝采を得し也某雜誌に見えたり予大に満足を得て深く同氏に謝意を表す又

知らず我が大和民族たるものトルストイ伯の言をして實あらしむるの責務あるを悟了せりや否やを更に知らず純粹の大和魂は純粹の日本人の固有するものにして而かも純粹の日本風俗を探究する必要あるを記せりや否やを乃予が此の研究は敢て徒に彼の妄に國粹保存を議する者に盲從するにあらずして此の土に生れて此の土の恩に浴し剩さへ斯の極盛の運に遭遇する大和民族の一部を辱うす

る義務たり決して止むべきにあらざるを、知りぬべし。

八

第三 純粹の日本風俗は、現今何處に存在するか

吾人に已に大和魂は、純粹の日本風俗に胚胎し、發揮して愛國心となり、或は武士道となり、以て金剛無缺の國體を、保護維持するものなることを知れり。又方今の世、百度皇張し、國威宣揚し、復、間然すべき所なしと雖ども、中世而後、或は儒訓と融合し、佛教と調和し、基督教と結合し、極めて雜駁なる、所謂教育的習俗となれることを知れり。更に大和魂は、上古醇朴の餘風にして、固より素あり。決して一時の教育的のものにあらず。乃、純粹の日本風俗を、研究知得するの必要あることをも知れり。然らば、則、純粹の日本風俗は、現今何處に存在するかは、次に起るべき問題なりとす。夫れ學を修め業を習ひ、公益を廣め世務を啓き、以て富國強兵の實を擧げ、若し一旦國に急あらば、義勇公に奉じ、身命を抛ちて、斯の神州を防禦するもの、我が天皇陛下の大御訓にして、而うして國民全般の氣風なるなり。何處に往くとしてか、純粹の日本民族の風俗にあらざるものあらん。然りと雖ども、世の開進するに隨ひ、外教の感化を混合

したりしこと、前既に述べたるが如し、外教の感化を受けたりと雖ども、其の素の尙しきを示さんは、則、その粹を索めて、以て之を明むるに如くはなし。古人曰はく、物の古風は偏鄙に存す。徂徠の南留別志を見よと、眞に確言たるを失はず。言語と云ひ、服粧と云ひ、

行事儀式と云ひ、生業習慣と云ひ、之を都會の地に比すれば、朝更暮改の甚しきが如き變化はあらず。頑冥不靈を免れずとは云へども、其れだけに、故慣舊習を持續するは、不易の理たらんのみ。平居頑冥不靈を以て擯斥せられ、其の伍伴に列せしめられざる者も、時としては、研究の材料となり、探檢の資籍となるもの、豈、晉に是れのみならんや。頑冥不靈、吁亦道具なる哉。

秋田の邊土、仙北郡の一部、檜木内、田澤、二部落附近一帶の地は、儘に純粹の大和民族の遺裔が、棲息する處にして、純然たる、日本古代の風俗を、持續せるものたることを、知悉するを得たり。予之を聞く、薩摩の幽地に、五家山あり。平氏の族此に籠居し、永世他と修交を絶てりと。彼は即、壽永の遺民、此は即、上古の民族、その國風と關係ある、豈、同年の談ならんや。何を以て之を言ふか。請ふ次の考證を見るべし。乃、我が國上古より、前後十數回、皇軍征略の結果、その所謂純粹の日本人、當年の所謂東夷てふものは、

漸々壓迫せられて、該地方に廣至籠居したりし、其の末裔たることを知りぬべく、
即生存競争の結果なり。又該地方たるや、四面皆山にして、古は殆んど交通を杜絶せ
しことは、勿論なりとす。りし土地なるを以て、是れ等民族の割據には、屈竟の處たりしを知りぬべし。

第四 證明

甲 歷史上より

我が國太古の歴史は、茫邈として考ふべからず。人皇第一代神武天皇西陲より奮起
し給ひ、筑紫を平げ、安藝に渡り、吉備を経て、遂に大和を平げ、畝傍の山を開き、橿原宮
にて帝位に即き給ひ、十年にして帝業成れりしことは、記紀に徴して明かなり。即古
事記、神武天皇東征の條に、

神倭伊波禮毘古命、與其伊呂兄五瀨命、二柱坐高千穗而議云、坐何地者、平開看天下、
政猶思東行、即日向發、向御筑紫、故到豐宇沙之時、其土人宇沙都比古、宇沙都比賣、
二人作足一騰宮而獻大御饗云々、亦從其國上幸而於阿岐國之多祁理宮、七年坐亦
從其國遷上幸而於吉備高島宮、八年坐云々、故從其國上行之時、經浪速之渡而泊青

雲之白肩津、此時登美能那賀須泥毘古、與軍待向以戰爾、取所入御船之楫而下立號、
其地謂楯津云々、故神倭伊波禮毘古命從其地廻幸到熊野村云々、於是亦高木大神、
之命、以覺白之天神御子、自此於與方、莫使入幸荒神甚多、今自天道八咫鳥、故其八咫
鳥引道云々、幸行者到吉野河之河尻云々、故爾於宇陀有兄宇迦斯弟宇迦斯二人云
々、矢刺而追入之時乃已、迦斯所作押見打而死、即控出斬散云々、自其地幸行到忍坂
大室之時、生尾土雲八十建、在其室待伊那流、故爾天神御子之命、以饗賜八十建、於是
宛八十建、設八十膳夫、每人佩刀、誨其膳夫等曰、聞歌之者、一時共斬歌曰云々、拔刀一
時打殺也云々、故爾迦斯速日命、參赴白於天神御子、聞天神御子天降坐故、追參降來、
即獻天津瑞以仕奉也云々、故如此言向平和荒夫琉神等、退撥不伏人等而坐、獻火之
白橋原宮治天下也。 本文は、長きに失するを以て、省略して引けり。詳しきは、本書に
とあり。因是觀之、我が皇化は、其の初め西邊より起りて、神武天皇の御代には、已に畿
内全體の其に霑ひたりしを知るに足るべし。其の後九代大凡五百七十年の間は、天
下無事にして、金革の音を聞かず。第十代崇神天皇の十年九月、四道將軍を置きて、天
下四方の未だ皇化を破らざるものを、治めしめ給ひき。四道將軍の中、西道、丹波のこ

とは、此に要なければ言はず、其の北陸には大彦命、東海には武渟川別命を派遣せしめられて、不逞の徒を征せしめ給ひぬ。是れ亦、記紀に因つて證すべし。即、古事記、崇神天皇の記に、

此之御世、大毘古命者遣高志道其子建沼河別命者遣東方十二道而命和平其麻都漏波奴人等云々。

とあり。日本紀も、大

意は同じ。

按ずるに、古事記傳の説に、

さて東方十二道、さて十二は、何れの國々を合はせたる數にか、今さだかに知がたし。されど、こゝろみに云ば、伊勢、伊賀、志摩は、此國に屬べし。尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、總上總、下總、なり。安房は、後に上總より分れたり。常陸、陸奥、此國は、後には東海道には、入されども、下文に、往遇于相津とあれば、此十二國の内なり。又倭建命の段にも、東方十二道とありて、蝦夷を言向けたまひし事の見えたるをも思ふべし。なるべきか云々。

とあれば、此の時代には、既に陸奥の邊陲にまでも、皇威の及びしこと知らるゝなり。此の相津てふは、今の會津のことなり。この地名に就いての考證は、古事記傳に委し。就いて見るべし。扱この時、即今の會津邊まで、皇威の及びしこと明かなり。然れども、

未だ遍からざりしならん。されば、其の後、大凡、二百年餘、第十二代景行天皇の四十年に、東夷をむきしを以て、皇子日本武尊をして、之を討たしめ給ひき。此は又古事記、景行天皇の條に、詳しく誌したれども、言長く、古語拾遺の説は、簡にして要を得たれば、取う出て證すべし。曰はく、

至於細向日代朝、合日本武尊征討東夷、仍枉道詣伊勢、神宮辭見倭姬命、以草薙劍授日本武尊、而敎曰、慎莫怠也。日本武尊既平東夷、還至尾張國云々。解劍置宅、徒行登膽吹山、中毒而薨云々。

此の役に、尊相模の洋を涉りて、颶風に逢ひ給ひ、妃橘媛神に祈りて入水し給ひしに、風輒止み岸に達するを得たりき。後に尊碓氷峠に登り、妃を追想して、吾孀者耶と宣へることは、日本紀に、

到碓氷坂、故登碓氷峠、而東南望之、三歎曰、吾孀者耶。故因號山東諸國曰、吾孀國云々。とあり。古事記には、
故登立其坂、上文に、足柄之坂木とあり。三歎詔云、阿豆麻波夜、故號其國謂阿豆麻也。

と見ゆ。されば、其の土人をも、東夷と目して、後世までも「あづまえみし」と呼びたりし

なり。但現今「あいな」を蝦夷と併せて

紀に據るに、近江、信濃より駿河、相模を平げ、更に北轉して越國より、武藏、上野までも
征畧し給ひしこと、はの見えたり。其の後二十三代、凡四百五十餘年を経て、第三十八
代齊明天皇の御代にも、東夷屢拔きしかば、阿部臣阿部引田臣比羅夫などして討た
しめられしに、夷賊遂に平ぎ、施いて肅慎までも征服したりきと云ふ。こは日本紀に、

四年春正月甲申朔、云々。夏四月、阿部臣率船師一百八十艘、伐蝦夷、鰲田、淳代、二郡、
蝦夷望怖、乞降。於是勒軍陳船於鰲田浦云々。本文に、阿部臣阿部引田臣比羅夫と云ひ
しは、新井君美の讀史餘論の說に據れり。

と云へるに因りて知るべし。今も同國北秋田郡に、小繫と云ふ處あり。是れ其の船を
繫ぎしよりの名なりと、口碑に傳ふ。小繫と云ふ處は、今は海岸より遠く距たりたるこ
たりきとぞ。地文學者の說に據れば、海面は一世紀毎に、一尺づつ低下す
といふ。果して然らば、小繫の地も、元は海面なりしならん。推測する、也。依つて按ふに、
此の御代に至りては、更に迅雷不掩耳の勢を以て、突然北面より其の虛を擣かれた
るを以て、所謂東夷は、前には野の上下邊まで壓迫を受け、今また秋田、山本の兩郡よ
り控制せられ、其の勢愈蹙まるに至れり。羽後以外に居る、即奥羽の脊梁山脈の東に
逃竄し、今所謂蝦夷となり 其の後一百二十餘年を経て、第四十九代光仁天皇寶龜六

年に、陸奥の夷賊また叛し、鎮守府將軍大伴、駿河鷹に討たれしことは、續日本紀に、

丙辰、陸奥、蝦賊騷動、自夏涉秋、民皆保塞、田疇荒廢。詔復當年課役田租。癸酉、出羽、
國言蝦夷、餘燼猶未平殄。三年之間、請鎮兵九百六十六人、且鎮要害、且遷國府、勅差相
模、武藏、上野、下野、四國、兵士發遣。乙巳、遣使於陸奥、國宣詔、夷俘等忽發、逆心、侵桃
生城、鎮守府將軍、大伴、宿禰、駿河鷹等、奉承朝委、不顧身命、討治叛賊、懷柔歸服云々。
その後十年許を経て、第五十代桓武天皇の延暦七年に、陸奥の夷賊また叛き、參議紀
古佐美を征夷大將軍として、討たしめられしことは、續紀に、

三月庚戌、軍糧三萬五千餘斛、仰下陸奥、運收多賀城、又糶二萬三千餘斛、并賜仰東
海、東山、北陸等國、限七月以前、轉運陸奥、國並爲來年征蝦夷也。辛亥、下勅曰、調發
東海、東山、坂東諸國、步騎五萬二千八百餘人、限來年三月會於陸奥、國多賀城云々。||
辛亥、以參議左大辨、正四位下、兼春宮大夫、中衛中將、紀朝臣古佐美爲征東大使。||
庚辰、征東大將軍紀朝臣古佐美、辭見、詔召昇殿、上賜節刀、因賜勅書曰、夫擇日拜將、良
由綸言、推轂分闔、專任將軍、如聞承前、別將等、不愼軍令、匿闕猶多、尋其所由、方在輕法、
宜別將軍有犯死罪、禁身奏上、軍監以下、依法斬決、坂東安危、在此一舉、將軍宜勉之、因

賜御被二領采帛三十疋綿三百屯

斯く詔して差遣せしめ給ひしかども將軍途に利なくて召し還され同じき九年大伴弟麿を征東大使とし坂上田村九等を副として討たしめられしことは讀史餘論の説に曰はく、

九年大伴弟麿を征東大使となされ坂上田村九等を副として討れしに田村九の功尤多かりしかば十六年に征夷大將軍にはなされたり二十年にまた陸奥夷高丸といひしが駿河國清見關まで攻上りしに田村九これをうち取り北るを追て陸奥神樂岡といふ所に至て斬りてければ陸奥ことごとく平ぐと見え新撰姓氏錄考證に、

坂上系圖を考ふるに新田麻呂寶龜中に陸奥鎮守將軍たりしなり其子石津麿陸奥介たり弟田村麻呂征夷大將軍鎮守府將軍たり其子大野陸奥權介たりしが田村の子孫或は出羽權介たり秋田城介たり出羽守たり鎮守將軍たるもの往々あり云々

といへり因りて按ふに此の役にて奥羽脊梁山脈以東なる夷賊は悉く已に渡島の

所謂北海道也。に遁逃せしことは前後の關係にて推測せられ山脈以西なるは南方は膽

澤今の陸羽の國界。まで壓迫せられしことは續紀に散見し北方は神樂岡今の南

の邊。まで押蹙められしことは餘論の説にて知らるゝなり。今南秋田郡寺内村

とて旭字を歸付けたる築碁瓦を出す所あり又同村なる古四王に旭長者の屋布跡

神社は田村將軍が大彦命を祀りし所といふ今は官幣小社たり。扱幾もなくして第五

十二代嵯峨天皇の弘仁五年の冬陸奥の夷また叛きしを以て征夷將軍文屋綿麿や

がて討ち平げしことは讀史餘論にも見え日本後紀には、

己丑陸奥國言曆澤德丹二城遠去國府孤居塞表城下及津輕狄俘野心難測至於非

常不可不備伏望豫備糧收置兩城者許之云々甲寅勅陸奥出羽按察使正四位上

文室朝臣綿麻呂云々等曰去二月五日奏備請發陸奥出羽兩國兵合二萬六千人征

爾薩體幣伊二村者依數差發早致襲討事期殄滅不得勞軍以遺後煩又得三月九日

奏知減軍士一萬人將軍等愛國之情中心是深然而搜窮巢窟衆力是資故依先奏不

勞減定將軍等宜知之戮力同意相共畢功于時出羽守從五位下大伴宿彌今人謀發

と云へり。而うして、文屋の子孫、その土の鎮守將軍たりし由は、新撰姓氏錄考證に、仁壽元年八月己巳、授右近衛將監、正六位上、文室朝臣道世、從五位下、拜陸奥守、鎮守將軍云々。

なご見えたり。其の後大凡六十餘年を経て、第五十七代陽成天皇、元慶二年、秋田の夷賊亂れしかば、小野春風等之を討ちしことは、前々太平記に、この書のことにおいて強非認すべからざる節し、は、眞偽諸説あれども、又

元慶二年三月、出羽國の夷賊千餘人、蜂の如く起りつゝ、秋田城に押し寄する云々。國司藤原興世、國中にたまり兼ね、下野國二荒山まで退き、帝都へ此趣奏聞せられたりしかば、朝廷大に御騷あり。先藤原保則に、東山道の官符を賜はり、是を静めよとて下さる。次に小野春風を以て、鎮守府將軍に任せられ、東海道の兵を催し、保則を助け候らへとて、兩人五月と六月とに都を立て下りける。中にも保則は、此跡に國司たらんと思ふ機あり。直に羽後へ賁下り、羽黒の麓に人數を屯し、其身は國中を順見し、東山道の總軍勢二萬餘人を五手に分け、其一手は我身并に京勢、近江勢を合せ、五千餘人、晝夜、境なく道に止まらず、ぐるりと國中を隅なく廻り

て、山林幽谷海岸離島まで、凶賊の餘類を搜し、適も屈まり居る者ある時は、即時に誅し、首を梟し高札を立て、同類に見懲らしの爲めとし、降参するは、先陣に打たせ案内者とし、少も油断なく通反しければ、野人村翁は、箆食壺漿して之を迎へて安堵の思し、閭里の吏長は、扈從して軍用を調へ兵糧を續く。一手は仙道口、一手は米澤口に、各二千五百宛の軍旅を備へて、上方奥州、通路を扶け、敵は關留、御方は往反を快くす。二手は秋田の追手、搦手へ、各大將を撰び、差向けて、晝夜二十日を限りとし、一萬人を五組にして、二千人宛、息をも續がせず責めさせれば、以の外城中弱り色めきて、迎も此城計にて功を立つる事叶はじと、諸人粒語出でしかば、熊九賊の職兵にて、進出で、某を津輕へ下し賜ふならば、十日の間に大軍を以て、常城の後詰をせんと云ふ。然るべしとて免し、かば熊九津輕に馳下りしが、約束の日數延引して、七月下旬に成りしかば、倍は熊九も頼なし、其上城中糧盡きたりとして、一人落ち二人落ちする程に、三日が間に、城は忽鼠もなきに極まりしかば、則信濃の駒庭某、甲斐の郡内勢、飛驒の杣谷勢、都合三千人を入れ、保則は、猶津輕を責めんと議せられけるが、九月には、諸國大地震、取分關東は、嚴かりける故、遅引の上、寒氣に

赴きたりしかば、内々津輕の賊徒共降參を乞ひ奉りしゆゑ、翌年正月悉く人質等を
取、堅め、出羽、奥州共無爲に治め、天下太平を唱へたり。此の時、秋田城を稱するは、
今の土崎港の地にありき。
後又凡、六十年許を経て、第六十二代朱雀天皇、天慶二年十一月、平將門、下總に叛きし
を以て、同じき三年正月、藤原忠文を征夷大將軍として、討たしめられしは、古事談、前
太平記等に見えたるが、江談抄に據るに、

此時朝議欲以藤元方爲大將軍、元方聞之曰、大將軍所言、一事以上、國家莫不致用。若
拜大將軍者、必請貞信公一人爲副、因是議止云々。是月一日、下野、押領使藤、秀郷、常
陸、楳平、貞盛等、四千餘兵、一云、一萬、九千人。戰於下野、國敗之。十三日、襲將門、營、將門逃、島廣
山、焚其營、十四日、大戰于辛島、將門中、貞盛、箭、秀郷、獲首、斬百九十七級、於是征東諸將
自中路歸云々。左府藤原實賴の議によりて、忠文には賞なし。

是より凡、八十餘年の後、第七十代後冷泉天皇の永承五年、安倍賴時、父子の亂あり、源
賴義、父子、征討九年にして之を平げしことは、前太平記、其の他の記にも委しけれど
も、事長ければ、讀史餘を採りて之を示すべし。曰はく、

賴義到任、俄有赦令賴時降、賴義任終之日、賴時亦叛。賴時の子、貞任、即あるを
召しけるによりて也。今年新

司、國亂而辭、更重任賴義、遂征伐之事、而國用飢饉、糧食不給、大兵散而不集、官軍不
利。天喜五年九月、賴時中流矢死。庚平五年、春、賴義任終、拜高階經重爲國守、揚鞭而來、
無幾歸洛。是以國內隨前司、指揮也。朝議紛紜之間、賴義屢求兵於武則。秋七月、武則率
子弟萬餘人而來。八月十七日、陷小松、柵。九月五日、與貞任戰于磐井郡、大敗之。七日、破
衣川、關、拔大麻生、野瀬原、二柵。十一日、陷島海、柵。又拔鶴脛、比與鳥、二柵。十五日、圍厨川、
姫戶、二柵。十七日、賴義焚柵、貞任出戰、見勝而死。貞任が弟、重任と、子、千世童子を斬る。
云々。

是より凡、二十年許を経て、第七十三代堀河天皇の寛治元年、清原武衡、兄弟の反あり、
源義家、鎮守將軍となりて、之を討平せしことは、前太平記、後三年合戰記等に詳かな
れども、事長く且、人の能く知れる所なれば、擧げず。要するに、前九の役は、陸中小松、柵、
その中心となり、後三の戦は、羽後の仙北郡金澤、柵、その衝となりしが如し。其の後凡、
一百餘年にして、第八十二代後鳥羽天皇の文治五年、源賴朝、陸奥の府將、藤原泰衡を
伐ちしことは、東鑑に、

文治五年閏四月晦日、義經自殺。九月三日、泰衡走死云々。

と見えたるが如し。爾來星霜を閱すること凡、四百年、第百六代後陽成天皇、天正十七年六月、伊達政宗と云ふ者、蘆名盛重を破りて、會津を取りしかば、子義廣亡走し來りて、秋田城之介に依りしことは、蘆名軍記等に委しけれども、左のみはとて省きぬ。維新の當時まで、佐竹侯の分知たる、東家と稱するが領せし、角館の地に、若名氏遺臣の末孫の住するもの多かりしは、是がためなりと云ふ。その子孫、今なほ住するものあり。蘆名氏の亡滅と相前後して、國內に又由利十二黨の争闘ありき。秋田沿革史大成橋本氏の著也。近頃の出なれども、古宗彦に據るに、由利十二黨の由來を記して曰はく、

由利ノ如キ、開國以來郡司不明ナルモ、中世、小野和泉守守忠、惟康親王將軍ニ仕ヘ奉リ、軍功アリ。文保元年、羽州由理郡ノ一郡ヲ賜ヒ、赤尾津村ヘ城ヲ築キ、祿高五萬三千石知行ス。延文五年十一月八日卒ス。法名、崇特院殿羽州山理、大守泰山守忠大居士。而シテ其子守實(筑後守)至徳元年、祿ヲ求メテ足利將軍ニ仕ヘ、其子守範(筑後守)其子守繁(彌三郎)入道シテ一豫齋ト改ム。勇力勝レ、強弓長矢束ヲ好ミ、精兵ノ譽レアリ。明應年中、最上ノ臣、山形忠八維平、大軍ヲ以テ襲撃數回、一門及雜兵ニ至ル迄悉、討死ス。依テ忠八維平、由利ヲ領ス。奥州秀衡ガ代ナリ。秀衡ガ男、泰衡滅亡ノトキ、生捕ラレシヲ、頼朝之ヲ助ケ、再ビ由利ヲ賜フ。子孫相續ギ由利ヲ領ス。然ルニ鳥

海彌三郎ト名乗リシモノ、由利ノ内ヲ僅ニ知行トス。是ハ奥州ノ住人、鳥海彌三郎宗任ノ嫡孫ナラン。當時由利ノ領主、忠八維貫トイフ。然ルニ正中元年三月二十二日、鳥海彌三郎、大兵ヲ發シ、不意ニ由利ガ城、赤尾津ヲ襲撃シ、維貫ヲ討チ由利ヲ押領ス。鳥海氏卒シ後、建武四年、其男出家トナリ、常滿律師ト號シ、同ジク由利ヲ領ス。其臣、進藤長門守、渡邊隼人、二人逆心ヲ起シ、觀應元年四月九日、律師ヲ害シ、是ヨリ進藤、渡邊、兩人、由利ノ地頭ト成ル。然ルニ兩人中、惡クナリテ、進藤ハ仁加保、小出ノ柵ニ籠リ、渡邊ハ伊勢地、栗山ノ柵ニ籠リ、康安元年三月ヨリ軍始マリ、貞治二年五月二十一日、進藤、渡邊二人共ニ滅ビタリ。夫ヨリ以來百餘年ノ間、郡司定ラズ、或ハ最上ノタメニ攻ラレ、又ハ秋田、仙北ノタメニ掠メラル。郡中民心安キ心ナク、自カヲ耕作ヲ怠リ、路頭ニ徘徊シ、往來ノ老若男女ヲ剽取リ、僅ノ身命ヲ繋グノミ。于時應仁元年ニ至リ、由利ノ郡民鎌倉ニ上訴シ、執事太田持資ニ據リ、郡司ノ下向ヲ請願ス。義政之ヲ容レ、即十二英士ヲシテ其郡司タラシム。其士ハ小笠原大和守重譽ヲ仁賀保城ニ、大江大膳、大夫義久ヲ矢島城ニ、赤尾津九郎ヲ赤尾津城ニ、子吉民部少輔ヲ子吉ニ、芹田伊豫守ヲ芹田ニ、打越右近ヲ打越村ニ、石澤次郎ヲ石澤村ニ、岩

屋右兵衛尉朝繁ヲ岩屋村ニ、瀧保雙記齋ヲ瀧保村ニ、鮎川筑前守ヲ鮎川村ニ、下村彦次郎ヲ下村ニ、小笠原信濃守ヲ玉前村等ニ居ラシム。又由利忠八郎維貫生害ノ時、幼稚ノ男子、乳母之ヲ抱キ遁レ、山ノ奥ニ忍テ養育シ、夫ヨリ三四代ノ間、半浪ノ身トナリ居タリシニ、此度鎌倉ニ訴狀ヲ捧ゲタルニ、由利ノ内、瀧澤村一處ヲ玉ハリ、瀧澤忠八郎ト號シタリ。又信濃源氏ノ郎等ナリシ、根井式部、大輔ナルモノ、矢嶋義久ヲ頼ミ由利ニ來リ、矢嶋領内ニ居館ヲ築キ住居セリ。以テ各邑食ス。而カモ天正、慶長ノ初年マデ、各采地ヲ爭ヒ戰爭止マズ。于此徳川家康將軍ノ當時、慶長八年、此十二黨ヲ沒收シ、最上出羽守ヲシテ之ヲ領セシム。云々。

是れ由利十二黨爭亂の顛末なり。而うして慶長七年、佐竹義宣公、水戸より秋田に移封せられ、新に城廓を久保田の神明山に築きて、從來の秋田城は、土崎の地なりしこゝは、前にいへり。之に居り、國內盡、その配下となり、随つて其の爭亂も、漸、鎮靜に歸したりき。こは又、秋田沿革史大成に記して、

同七年四月十日、義宣水戸城ヲ發シ上洛、隨從ノ士百五十騎、鐵炮百挺、弓百張、鎗百筋ヲ具シ、伏見、自邸ニ到着セリ。此トキ家康申サレケルハ、勢ヲ見テ兵ヲ起シ敵ト

ナルハ、武ノ常ナリ。勝敗モ亦命ナルトキハ、咎ムベキニアラズ。然レ共義宣ハ、其心兩端ヲ以テ家ヲ全ツセントス。是ヲ惡ム事、景勝ニ過ギタリト。同五月八日、俄然榭原式部、大輔康政、花房助兵衛職之ヲ上使トシテ、常陸、陸奥、下野、三國ノ所領ヲ沒收セラレ、更ニ出羽ノ國ノ内ニテ、領知ヲ玉フベキ旨ヲ傳ヘラル。此、時、蘆名盛重、岩城貞隆、相馬義胤等モ、共ニ沒收セラレタリ。云々。

と曰へり。義宣は其の命を領し、秋田に下りしに、同七月、家康より知行安堵の教書を受く。

出羽、國之内、秋田、仙北、兩所進置候。全ク可有御知行候也。

慶長七年七月二十七日

家康押印

秋田侍從殿

秋田沿革史大成に據るに、

祿高二十萬石ナリ。秋田ト唱フルモノ、秋田、河邊、山本、三郡、仙北ト稱スルモノ、仙北雄勝、平鹿、三郡ナリ。仙北三郡ハ小野寺なかつかみ中官介輝光ノ舊領地、秋田三郡ハ秋田城之介實季ノ舊領地ナリ。云々。

とあり。義宣の新領土に入るや、封内の人民を保護し、姦雄の鈔掠を止めんと志し、制書を下せり。曰はく、

一、秋田、仙北、在々、百姓等、常州と相替り候。懇切に仕り、檢地不知案内の所を能く申し聞かせ、合點致させ候て、境目をも引かせ申すべき事。

一、郷村入、組まざる様に、道切り川切りに、境目新規に相立申すべき事。

一、小物成の儀も、念を入れ相拘ひべき事。

一、種馬の草掃除をば、百姓に申付くべく候。其外何にても、少しも非分、之儀申付間布き事。

右之事をも合點仕らず、境目をも引かず、結句一烈達仕り、不届、百姓は、即ち南左衛門義種が所へ相断り、急度成敗申し付くべき事。

文意簡なりと雖ども、其の誠意下情に浸透するものにや、後幾ばくもなく、州内平定し、また風浪の虞なかりきとなん、言ひ傳ふる。

之を統ふるに、我が皇化は其の初め西陲に起りて、次第に東漸したりしことは、何人も疑を措く所にあらざるべし。我が紀元前即、神武天皇御成業の時までには、中央部

畿内一帯の地方に至るまで、已に皇澤に霑ひたりしは明かなり、是れより其の後、紀元五百七十年代に至り、彼の四道將軍といふもの、早會津地方までは、巡撫せられしが如しと雖ども、而かも未だ遙く化順せしにあらざるべし。紀元七百五十年代に至りては、日本武尊の銳鋒、向ふ所前なく、東方野の上下に及び、北方、越の前後に至るまで、悉、平定し、其の不逞の徒は、越後口を踰え、白川關を過ぎて、奥羽山脈の兩側、東西二海の瀕に達するまでを、其の巢窟と占有したりしものに似たり。然るを豈計らんや、神兵、天より降り、紀元一千三百年代、阿部、比羅夫の舟師、突然として羽蔭の北方、秋田、山本の兩郡を掃蕩し去りぬ。尋いで同じき一千四百年代、田村將軍の一大打撃は、其の接踵地、南秋田の邊にまで及びたりき。同じき一千四百七十年代、更に南方は、羽陽の米澤まで、北方は、羽陰の土崎まで、清掃を加へられ、相馬の將門事件は、言はずもがな、同じき一千七百年代より、同じき一千七百五十年代に至り、山脈以西は、更に南の方、仙北の南部まで、攻畧せられ、山脈以東は、又、衣川、關まで、壓迫を受けたり。同じき一千八百五十年代には、南部地方今の岩手縣、盛岡地方なり。まで、牽蹙せられ、同じき二千二百五十年代には、津輕地方今の青森縣、津輕地方也。まで、追ひまくられ、山東の夷賊は、終に居たまら

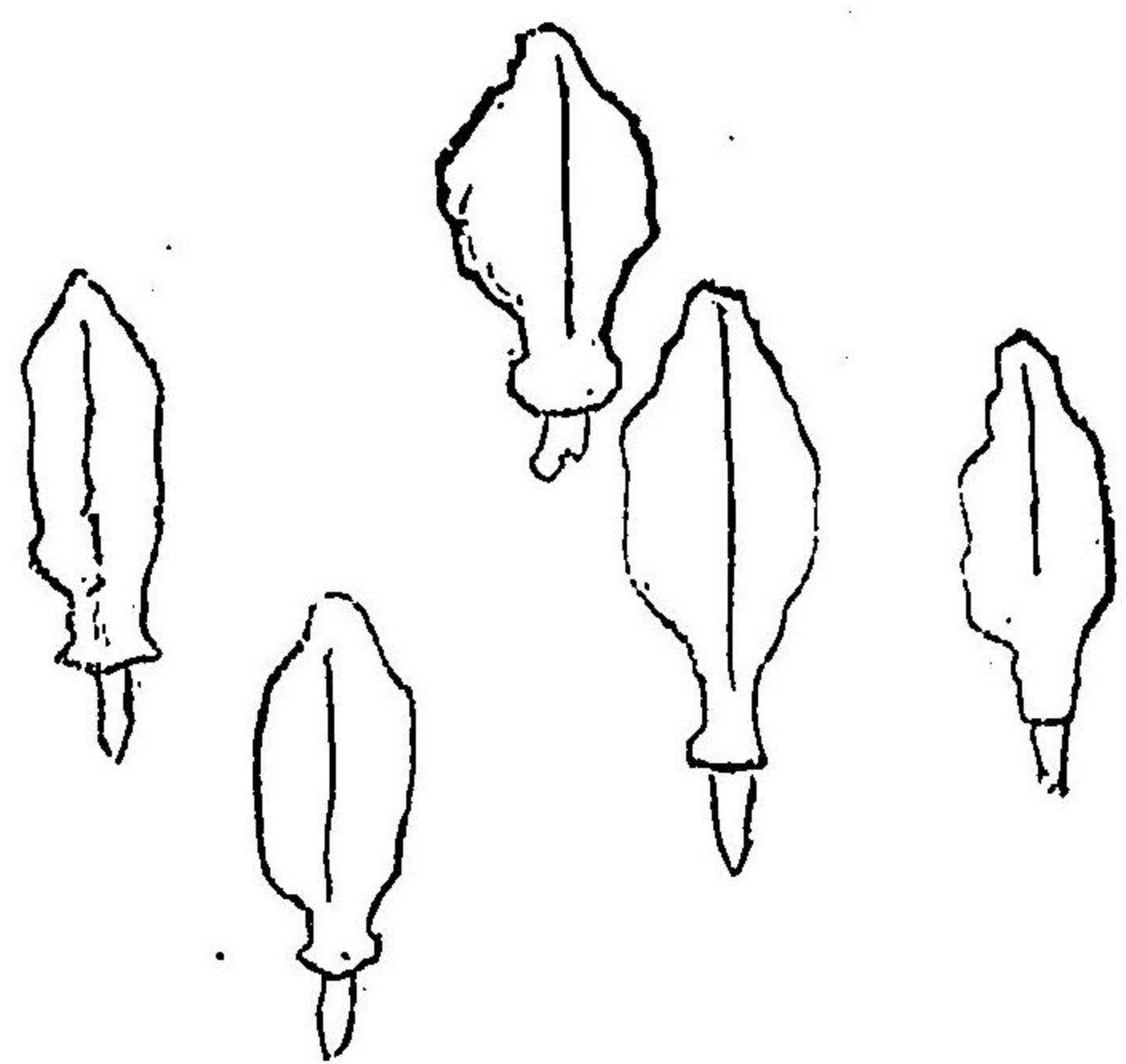
すして、北海道に逃れてけり。今の所謂「あいぬ」の種族は、即ち是れなりといふ。「あいぬ」は、
 族なりとも、該地土人の族なりとも、兩説あり。予も此の考あれども、今はいはす。山西のは、則ち如何。紀元一千七百五十年代に相
 前後して、南の方、仙北郡の南部まで攻略せられたるが、更に西方、山利々二黨の争亂
 あり。之に堪へずして、漸次、郡の東北部に屏息したるものなり。此の故に、斯の東北部
 たる、檜木内附近一帯の地を以て、古の夷族の退居したる處と定むるなり。
 若、夫萬一にも、古書を以て、未だ盡信を措くに足らずとする輩あらんには、更に實據
 を示して、以て其の疑團を氷解せしむるに足るものあり。并は他にあらず。此の地の
 山中より、毎に出だす所の太古の石器、是れなり。我が國到る處、その器乏しきにあら
 ざるべしと雖、我が檜木内附近の地たる、山腹、林野、崎頭、圃畔、その物あらざるな
 く、一瞥して、太古民族棲息の跡たるを知るに足るなり。其の器は、石鏃、石斧、石劍、石匙
 等を主とし、稀には、露瀝礎を出すことあり。嘗て本郡教育會、北部支會の開設に係る、
 教育品展覽會に於いて、予等の實際目睹したりしは、前數種にして、只露瀝礎を欠け
 りしのみ。其の石鏃、石匙の如きは、最硬質の燧石と稱するものにて、作りし者、形狀色
 澤少しも變せざりしなり。其の石劍は、長さ一尺二三寸許の石棒にて、柄と思はるゝ

所は、少しく意匠を施し、螺環形に鑽彫し、柄頭には少しく球狀の端を附し、以て操持
 の便を圖りたりしらしく見えたり。只恨らくは、中央より折れて兩斷となりしこと
 のみ。是は此の附近の畑地より、自身得たるものなること、出品者の直話なりき。此の
 一事あり。以て其の全般を證するに餘りあり。亦何ぞ喋々辯ずるを要せんや。吁、尙疑
 は、恐にして且、陋ならんのみ。尙古代より、此の州に石器の出でしこと、史上歴々數
 ふべし。續日本紀、仁明天皇の承和六年冬十月乙丑の條に、

出羽國言、去八月廿九日、菅田川郡司解備、此郡西濱、達府之程五十餘里、木自無石、而
 從月三日、霖雨無止、雷電圓聲、經十五日、乃見晴天、時向海畔、自然墮石、其數不少、或似
 鏃、或白、或黑、或青、或赤、凡厥狀體、鏡、皆向西、莖則向東、詢于故老、所未曾見、國司商量、此
 濱沙地、而徑寸之石、自古無有、仍上言者、其所進上兵象之石、數十枚、收之外記局云々。
 又、三代實錄、元慶八年九月廿九日の條に、

出羽國言、六月二十六日、秋田城、雷雨晦冥、雨石鏃、廿三枚、仁和元年六月廿一日、出
 羽國、秋田城、中及他海郡、神宮寺、西濱、雨石鏃、同二年二月、出羽國、他海郡、神社、邊、雨石
 鏃、云々。

など見ゆること多し。今當地に出づるものも、其の色、赤、白、青、灰、等種々あり、以て徴するに足りぬべし。依りて想ふに、此の地は、其の逃竄者の巢窟なるのみならず、元來栖居したる土民の多かりしをも、推測するに難からず。随つて其の古風俗を維持するの、偶然ならざるを知りぬべし。今、参考のため、當時同地に出づる石鏃の形状を、左に圖示せん。



上の如く、形状種々あり。石鏃また多けれど、大抵は最硬質の石を川ぬた

乙 地理上より

羽後、國は、古は羽前、國を併せて、出羽、國と稱しき。第四十三代元明天皇の和銅五年、陸奥、越後の二國を割きて、出羽、國を置さしことは、續日本紀、同年九月の條に、

己丑、太政官議奏曰、建國辟疆、武功所貴、設官撫民、文教所崇。其北海蝦狄、遠憑阻險、實縱狂心、屢驚邊境。自官軍雷擊、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無擾。誠望便乘時機、遂置一國、式樹司宰、永鎮百姓。奏可之。於是始置出羽國。——冬十月丁酉、朔、割陸奥國最上、置賜二郡、隸出羽國。

と見えたるが如し。明治元年、再割きて、羽前、羽後の二國となせるものなり。羽後の位置、東は陸前、陸中の二國に接し、北は陸奥、國に界し、南は羽前、國に隣し、西は一帶日本海に臨む。地勢は、東南北の三方、山脈を環らし、西方一帶平行にして、男鹿半島、遠く斗出して、一灣を擁せり。其の廣袤は、北、矢立峠北秋田郡より、南、杉嶺雄勝郡まで、六十四里二十五町、東、仙岩峠仙北郡より、西、松崎山利郡まで、二十三里二十五町あり。長方形にして、東西に短く、南北に長く、面積は、九百五十二方里、戸數十二萬八千餘、人口七十七萬二千餘

あり。

國內山岳多く、北境連山は、主に火成岩、水成岩より成りて、清水嶺、矢立峠、田代嶽、小岳、池、等々の諸高山これに屬し、鹿角の連山には、來滿嶽、四角嶽、五宮嶽等の諸高山之に屬す。東部大火山群には、八幡平、源太、森、大深嶽、烏帽子嶽、駒ヶ岳などありて、更に大佛嶽、森吉嶽、湯澤嶽等の山脈に分かれたり。東境大連山には、朝日嶽、阿彌陀嶽、藥師嶽、御嶽、山、八方峠、時宗嶽などあり。南境火山群は、鍋嶽、小安嶽、高松嶽、杉峠、東安山、烏海山、稻村嶽等とし、山利郡東の諸山嶽には、八沙山、保呂波山、神宮寺嶽、東光山、笹森山、高尾山などあり。中央太平山脈には、七座山、高白津山、馬場、目嶽などあり。

以上諸山脈中に、圍周せられたる羽後國は、古來交通に不便なる僻地にして、古居の人民宛然別乾坤たりしは、掩ふべからざる事實なりとす。況んや、四方征略争亂の慘勢に壓迫せられ、遁竄籠居したりきて、仙北郡、檜木内附近の地方は、所謂東部大火山脈中に在りて、大佛嶽、大深嶽、駒ヶ岳等の嶽脈に環繞せられ、東境大連山また透迤として、三陸兩羽の脊梁をなし、大深嶽の支脈は南走して、河邊郡の境を劃し、加之、谷その餘脈は、内地至る所に獨立起伏して、四面殆ど屏風を擁するが如し。されば毎度

戰伐に苦しみたる土人は、此の山間僻幽の別天地に屏息したりしも亦、自然あり得べき事實なりとす。

又更に上古に溯りて、本州の郡名等を按ずるに、和名抄に、出羽十一郡とし、山利を加へて十二郡とす。其の名は即最上、田川、村山、置賜、飽海以上、今の山形縣也。、雄勝、平鹿、出羽、府、河邊

秋田、山本、由利以上、今の秋田縣也。、是なり。若梧隨筆の記す所を見るに、出羽郡十一、田、萬六千百九町、正税二十萬束、公廩三十四萬束、上國の一とす。則、山利の一郡を加へざる調なるべし。秋田沿革史大成には、

仙北ハ郡ニアラズ。烏海山ノ北ナルヲ以テ、仙北ト唱ヘタルモノニシテ、今ノ雄勝、平鹿、山本ヲ總稱セシモノナラン。佐竹家遷封ノ際、家康ヨリ下附セラレタル判物書ニ、秋田、仙北、兩所進置トアリ。是れ前に引きたる、教書のことならん。之ヲ分別スレバ、雄勝、平鹿、山本、豊島、秋田、檜山、等ノ六郡ナリ。而シテ正保年中ノ出羽十二郡ノ圖ヲ檢スルニ、佐竹領内、六郡ノ内、檜山、豊島ノ二郡アリ。寛文四年ノ鄉村高辻帳催促ノトキ、幕吏右筆、久保吉右衛門正永ノ問ニ對シ、藩士、黒澤太左衛門辯明シテ曰ク、豊島ニ戸島、玄蕃ナルモノアリタリ。又、檜山ハ秋田城之介居城トシテアリシニヨリ、自然其地名ヲ

唱へテ、郡名トナシ、來リ、其、誤謬ヲ傳へテ現今ニ至ルト陳ジ、豊嶋郡ヲ河邊ト、今も、
に豊島と云ふ縣あり。山本郡ヲ仙北ト、檜山郡ヲ山本ト、今も同郡に、檜山と云ふ地、同郡あり、亦、名の存するもの也。郡名ヲ改正センコトヲ、幕吏ニ請フノ所、聽許セラレ、初テ郡名ノ確定スルヲ得タリ。云々。

されば今の山本郡は、其の當時仙北と云ひしを何時しか其の仙北は、本名に反りて山本と稱し、以て現今に襲承し、其の當時、單に烏海仙山の北なりといふ意の仙北は、其の名を存立して、今時に至れるものなることしるし。

以上は、當仙北郡の名義の沿革なり。是れより、更に現時の仙北郡に就いて言ふべし。秋田沿革史大成に、又曰はく、

仙北三郡ハ、中古ヨリ小野寺氏ノ領地ニシテ、同氏ハ大織冠鎌足ノ末葉田原藤太秀郷、八代道義ノ子、義實ト云フ。其子、小野寺前司太郎道綱ナリ。下野、國古河、城主ニシテ、將軍賴朝ニ仕ヘテ勳功アリ。勇名四方ニ轟ク。其、四男重道モ同ク忠勤、賴朝平氏追討ノ際、軍功ニヨリ羽陰雄勝ヲ賜ハリ、稻庭、城ニ住シ、後、代々之ヲ領ス。重道十六代ノ孫、小野寺中書、稻庭ヨリ平鹿郡沼館城ニ移ル。將軍義昭ノトキ、上洛ス。中書

ハ八幡宿主ガ娘ニ契リ、男子一人ヲ擧グ。此子弘治元年義輝將軍ノ召ニヨリ、輝一字ヲ賜リ、中官、介輝光ト改ム。本國ニ下リ武威ヲ振フ。而シテ大曲、刈和野、神宮寺、角館、以上今の仙北郡也等ノ要害ヲ攻メ落ス。増田、邑主小笠原信濃、次郎光冬ヲ討ツ。松岡、城主柴田平九郎ヲ攻ム。山利、十二黨ヲ切り從ヘ、次、最上置賜郡、間室ノ庄ヲモ服セシメ、家臣、湯澤、城主、三春、信濃、守ヲ誅シテ、沼館ヨリ湯澤ノ城ニ移ル。天文二十一年六月、平鹿郡、横手、佐渡、守ガ居城ヲ攻ム。利アラズ、輝光討死ス。其子遠江、守景道、天文二十三年、横手、佐渡、守ヲ攻メ亡シ、而シテ横手城ニ移住ス。其子孫、十郎義道、其子孫、十郎光道ナリ、義道ヘ家康ニ背キ、奥州會津ノ軍ニ不參、代將ヲシテ兵ヲ出シタルニヨリ、父子家族共岩見ノ國ニ配流、要スルニ羽州ノ國情タル、往古ヨリ前陳ノ如クニシテ、其、主宰者確定セズ、戰爭止ム時ナク、而シテ慶長五年、徳川家康ノ命ニ因リ、奥羽ノ戰爭悉、止ムト雖ドモ、農耕ノ業ニ安ンセス。民心恟々、手足ヲ措クニ所ナシト云フガ如シ。然ルニ義宣深ク之ヲ考慮シ、諸般施政ノ要領ヲ整備セント、大ニ注意シ、向來創業ノ基本ヲ開達セラレタルハ、專、義宣公ノ其ノ藩主ノ任ヲ盡サレタルヲ見ルベシ。

と云へり。著者云ふ。本項に及げたる戦争の記の如きは、素は歴史の條に引くべきものなれど、要するに、郡邑の沿革と共に、土人生存の情實を明かにせんと欲せば、勢この條下にいはざるを得ざりしなり。君官、その不體裁を咎むることなく、土地の情勢已に斯して、宜しく歴史の條下と併はせ見て、其の梗概を知らんことを請ふ。土地の情勢已に斯の如くなりしかば、斯の土在來の民人は、皆禽奔獸走して、本郡の東北部即角館以北なる、檜木内附近の山間幽僻の地に、竄入したりしものなり。若、偶、功利に眩みて、此の争亂に荷擔せしものなきにしもあらざりしなるべけれども、畢竟するに、上古持續の淳朴の遺風は、この煩騒に争でか堪へ能ふべき。概して、眷族を率ゐ、財帛を荷ひて起ちしに相違なきなり。

羽後一州の上より見れば、其の情況大抵右の如し。更に進んで、之を日本全國の地理に鑑み、奥羽脊梁の大山脈は、兩野の間に數岐し、一は南走して富士山系となり、其の他は各西旋して、東海、東山、北陸の三道を分割して、畿内に馴するにあらずや。されば各、その山脈に沿ひて遁走し、東海道を走りたる夷族と、東山道を走りたる一部のものとは、陸羽の山脈以東に入りて、遂に北海道に渡り、歴史の北陸道を走りたる夷種と、東山道を走りたる他の一部のものとは、山脈の以西を、後、參照。目がけて、越後口等より、漸次兩羽に至りたりしならんと思はるゝなり。

是れ、地理上より見たる證憑の一なり。

丙 人類上より

爰に人類上といふ者は、體軀、容顏、人情、食物の如く、人類自然の成立及び生存上、必須の事物に就いて云ふなり。當地の人民は、此等の條件に於いて、悉、純粹の日本土著人たるに、相違なきなり。左に條項を分ちて、之を論せん。

(イ) 體軀

近世以來、他種族と婚嫁雜糅の道開けたれば、其の純血族融合し、判然區別を立て、明斷し難けれど、該地の人民は、體軀概して強健にして、身幹長大、瘡形にして皮膚に毛少し。獨、我が國に限らず、人口稠密なる處は、其の體格比較的矮小、人口稀疎なる處は、其の體格比較的長大なるは、統計上明かなる事實にして、恰も果物の如し。同じき木にても、實を結ぶこと多ければ小さく、實を結ぶこと少ければ大いなるが如きものなれば、該土人も此の理窟にて、身幹長大なるを以ても、僻遠の土地に隔在して、随つて他地方人の移住雜居するなく、人烟稀薄なるが故に、太古の成育その儘な

るを證するに足る。太古は人體長大、後世に至るに隨ひて、矮小なる

(ロ) 容 顔

容貌、耳、目、口、鼻に於いては、異なる點も著しからざれども、其の鬚髯少きもの、比較的
多き一事は、掩ふべからざる事實なりとす。元來我が國人の男子には、多髯と少髯と
の區別、明かに二種あり。而して夫の鬚髯疎々として、僅に軟毛を生ずる如き顔面のもの
は、外來の人種にして、夫の鬚髯疎々として、僅に軟毛を生ずる如き顔面のもの、在
來の人種なりとは、古來一定の説なるが如し。國史、嵯峨天皇、弘仁二年、坂上、田村丸薨
去の條に、髯髯如銀とあるは、田村丸は、應神天皇の朝歸化せし阿知使主の後裔にし
て、即外來人種の一人なればなるべし。されば該地人民の鬚髯少きを以ても、從來土
着の日本人たる一證とすべし。該土人は、悉鬚髯少しとは、固より言ふべからざれども、概
後紀にも見え、新撰姓氏錄にも、して解言ふことを得るなり。又、坂上、田村丸の系譜は、日本
詳かなれども、爰には畧したり。

(ハ) 人 情

我が國の上古は、人情敦朴にして、人倫に篤かりしことは、古來、學者の同一に認識せ
る所なるが、先、近藤芳樹翁は、令義解の標註に於いて、太古人倫の狀をいひて、

出ては君を尊び、友を睦び、入ては父兄につかへ、夫婦相かなしむ、神代ながらの無
爲の教に、たがひめあらでなん行れける。是を惟神の道と云ふ云々。

といひしを始め、日本後紀、嵯峨天皇、卷に、

己卯、詔曰、應變設教、爲政之要、樞商、商時、制宜、濟民之本、務朕還淳、返朴之風、未、覃、下、土、云々。
文選、序、式、觀、元、始、眩、觀、玄、風、冬、穴、夏、集、之、時、
遊、毛、飲、血、之、世、世、民、淳、斯、文、未、作、云々。

など、枚舉に遑あらず。該地の人情、即還是なり。凡路を行くもの、古來之を路人の情の
如しといひて、浮薄の極と譬へしものなるが、該地の人は、識ると識らざるとを問は
ず、親と疎とを論せず。路上、人と相逢へば、必行を譲り、晴雨、寒暄、勞瘁の挨拶をなすを
普通とす。是れ史記、周本紀などに見えたる、

虞芮之人、有獄不能決、乃如周、入界、耕者皆讓畔、民俗皆讓長。云々。註ニ、虞芮之君、相與
爭田、久而不平、乃相謂曰、西伯、仁人、蓋往質焉、乃相與朝周、二國君相謂曰、我等小人、不
可履君子之庭、乃相讓所爭地、以爲閒原、至今尙在。
蓋、是、天、皇、紀、を、併、は、せ、見、る、べ、し。
其、の、感、化、を、受、け、た、り、し、こ、と、大、な、れ、ば、亦

などの、古代の風俗の傳はりたるものならし。
これを引用して、其の遺風なり。殊に、聚落に住する者をば、該地方より目して現者と稱
と云ふも、少も差支なきなり。

し、之を珍羨歎待すること、他に其の比を見るを得ず。現者もは、自分の住する處を山方に現著なる人々是れ上古その儘の儘の人情の、遺傳せるものなり。と云ひて、隠れ居る處に對して、世といふ意味なり。

(二) 食物

當地は素山間の僻邑、江海に遠ければ、魚類に乏しきは言を待たず。されば日常の膳羞は、野蔬山菜の外、蝦蟇を食ひ、蝗蟲を珍とし、蛇、蜂、甚しきは蝸蝓をさへ嗜むものあり。黒甜瓊語、秋田の住人、人見察といふ者の隨筆にて、寛政、享和の序文あり。に見えたる。

中むかしの頃、佐藤某とや云へる人、好みて蛇を食ひしが、人に誇る時しもは、其頭ばかりを聚めて、酢、敢醬に和して食し、事もあり。近き頃、予が知りし松山某などは、近き邊、春夏の野遊には、酒のみ携へて、行厨些も酒を下すべき肴を設けず。爰かしてより、蛇を尋ねて調采し、蛇がなければ、蝸、蝓、牛の類までも聚めて、食ひたのしみけり云々。

といへるは、單に奇談として傳へたるに過ぎずして、何處の風とも分ちがたし。釋日本紀に見えたる、吉野國樛の述義に、

應神天皇紀曰、十九年冬十月、幸吉野宮、時國樛人來朝之。因以醴酒獻于天皇、而謂之

曰云々、夫國樛者、其爲人甚淳朴也。每取山菓食、亦煮蝦蟇爲上味、名曰毛瀨云々。

とあるに能く合ひて、亦、上古の土人の遺風たること明かなり。又當地の人は、雞を食ふを痛く忌みて、例へて疾病の藥餌にて、卵を用ゐることにても、深く穢はしき業と思へり。是れ亦、古くよりの感化なりかし。日本書紀、天武天皇の卷に、

莫食牛馬犬猿雞之完、以外不在禁例、若有犯者、罪之。當地の人は、雞のみならず、凡の四足、二足を忌むは、能く此の風に合

古語拾遺に、

昔在神代、大地主神、磐田之日、以半完食山人。于時、御歲神之子、至於其田、唾糞而還、以狀告父。御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損、似篠竹。

また續日本紀にも、孝謙天皇、天平寶字の頃の記に、
以猪鹿之類、永不得進御云々。

松の落葉には、

今の世の人、雞をくふことつねにて、何ともおもひたらぬもあるは、けがらはしく、いみじきあやまりなり。古へけだものをなべてくひあへる世にても、雞をくふ事

は、はやくいましてめられし事ぞ云々。
などあるを以て、その大概を知るべきなり。

丁 人文上より

茲に人文と稱するは、風俗習慣、生業、言語、歌謠、娛樂等、凡て智力の發達に因りて、作り出さるゝ所の慣例を云ふなり。即、服装、裝飾、方言、常業、冠婚、祭喪、歌舞、音樂等の數項に就いて考證を試みんとす。

(イ) 風俗
(イ) 服装

此の地の人は、男女とも「ボト」と稱して、袂なく、袖臂を掩はず、裾、膝を隠さざるものを體に被ひ、腰より脛の半に至る半股引を穿ち、其の下部に脛當をつけ、女は領に襟巻といふ巾を垂れ、頭をば「タナ」と稱する綿巾にて裏み、前垂をかく。是れ上古の服装なる。襦袢、腰裳、袴、領巾等の遺制なるべし。又男女とも、行くに足半をはき、男は腰に山刀を佩ぶも、亦上古外出の制の遺れるものなり。襦は前裳にて、今の前垂歟。褶は和名鈔

に。

釋名云、褶和名、字波美見、襦也。覆袴上之衣也。

と見え、嬉遊笑覽に、

褶をヒラミといふは、日本紀の訓なり。催馬樂にツハモといひ、梁塵秘抄にシヒラとも云ふと云々。

といへるは、げにさる事なり。該土人勞働の時、腰に木綿にて作りたる、鍔の草摺の如きものを纏ふは、褶に能く通ひて知らるゝなり。脛裳は、稱呼製法ともに異論なし。襦は古事記に裳といひ、萬葉集に美母といへるものにて、必竟、男子には和といひ、女子には裳といひしがこまじ。 和名鈔に、

釋名云、上曰裙、下曰裳和名、毛子毛乃之太乃太不佐岐。又襦和名、須萬之乃毛能、一云、知比佐岐毛能。唐韻云、松小襦也。漢語抄云、松

などあるにて知られ、該土人の用ゐる半股引によく當れり。領巾は萬葉集に、
大伴佐提比古郎子、時奉朝命使漢國、舩而稍赴蒼波、有妾松浦佐用、廣面嗟此易別、嘆彼難會、即登高山嶺、遙望離去之舟、悵然而斷肝、黯然而消魂、遂脫領巾、應之云々。祝詞

なごには、ヒレカクル俣、男云々等頗多きもの也。

とあるものにて、今此の土人の襟巻といひて、婦人の用ゐるは是なり、又行くに男女とも足半をはき、男子は山刀を佩ぶるは、共に古史に見えたる上古の風なり、又衣服の材料、麻布、葛布、等を染むるに、櫛、椎、露草、等を用ゐるも、我が國の古き風なり、并は陸奥には、忍文字摺とて、有名の故事あることなり、歌林良材に、

古今みちのくのしのぶもぢすり誰ゆゑに、亂れんと思ふ、我ならなくに、右は奥州信夫郡にもぢすりとて、髪をみだしたるやうに、すりたるものをしのぶもぢすりといふ也、云々、もぢすりは、振羽の破なれども、又、文字摺とも、香くなり。

こは、忍振摺に就いていへるものなり、椎、櫛、露草、などの例を云はゞ、榮華物語に、一天下の人、鳥のやうなり、よも山のしひしば椎柴のこらじとみゆるも、あはれになん、後拾遺集に、

これをだに、かたみとおもふを、みやこには、はがへやしつる、しひ柴のそで、

清水濱臣翁の説に、

椎柴の袖は、貴賤通用喪服をいへり、然るを八雲御抄、異名部に、四位しゐしばの袖

とあるより、或抄物などにも、四位の服也と註せるは、いみじきあやまり也、云々、按るに、椎柴の袖は、喪服なることは、源氏物語の云へるが如し、併、本地の人は、實際に之を用ゐて、黒色を染むる也、是れ、喪服より轉れるなるべし。

和名抄、染色具部に、

文選注、云、櫛、和名、波、暹之、今之黃櫛木也、云々、

古事記には、

取持、天之波士弓云々、

古事記傳に之を解して、

埴の色したる木なる故に、いふと或人いへり、此木は、俗に波是といひ、山漆ともいひて、實をば蠟燭に造る、葉はよく紅葉する物にて、歌にもよめり、

源氏物語に、

かしらは露草して、ことさらにいろどりたらん、こちして、云々、

宇津保物語に、

御供の人は、うす色の露草して、遠山をすれり、云々、

和泉式部集に、

露草に、そめぬ衣のいかなれば、うつし心もなくなしつらん。
今昔物語にも、

色は露草の花をぬりたるやうに、青白にて云々。

その他なほ例多かるべし。本地に行はるゝ染料は、全之を費用しつゝあるなり。

(ろ) 頭 髪

現今は、我が國全般に通じて、男子の頭髪は斬髪なれば、著き差異なし。只稀に、髻を折
りて結び居るは、後世の武士の髪風の遺れるものなれば、今言ふに及ばず。女子の「グ
リユ」と稱する髪風は、古の遺制なりとす。按ずるに、上古は男女ともに、髪を垂れたり。
又、書紀、崇神紀には、

古俗、年少兒、年十五六間、束髮於頭十七八間、分爲角子云々。

ともあれば、髪といひて、頂にて二に取分けて、束ね結ひたるもありけん。古事記にも、

伊邪那伎命、御美豆良湯津々間櫛之男柱一箇取闕而云々。

など、例證數多あり。崇神紀なる角子は、萬葉集に、角髪を「ミヅラ」とよめると同じきこ
とにて、上代の「ミヅラ」は、男子の装なりけらし。而るに古事記に、天照太神男装して御

美豆良を纏ひ給ふとも、書紀に、神功皇后御髪を洗ひ給ひて、自から分かれたるを、角
髪とし給ふとも見えたるを、眞の女装と心得て、女子の髪風とはなれりしが、今の「グ
リユ」となりて遺れることしるし。角子を絶角と書きて「アゲマキ」としも讀み
たるは、稍後の事なり。源氏物語等に多し。 即、兩角た
りし「ミヅラ」は、頂の中央に一つ結ふやうに、轉りて傳はりたるものにて、最も上古の
風と、知るに足るものなり。

(は) 化 粧

此の土の女子の化粧は、現今紅粉を用ゐるものもあれども、又往々舊風を行ふもの
あり。即、野薔薇の花を、水に浸漬して日を経、その香汁の出でたるを、貌に塗るなり。色
澤をよくせんとて也。我が國にて、野生植物を化粧に用ゐるしは、遠く神代の古にあり。
即、神代紀、下に、

於是、兄著緒鼻以、噴塗草塗面、告其弟曰、吾汚身如此。永爲汝俳優者。

と見えたるが初めなり。降りて雄略紀に、鉛花と見え、持統紀に、鉛粉と見えたり。依つ
て此の土の婦人の薔薇を用ゐるは、亦、太古の遺風なること知らる。又、我が邦の婦人
齒を染むることは、維新前一般の風なりしも、現今は漸廢れたり。只此の土の風俗と

して、目下盛に行はれ、殆ど該地全般の風とすべし。是れ亦和名抄に、文選の注を引い

て、
黒齒國、在東海中云々。俗云、波久路女。今婦人有黒齒具、故取之。

と見えたる、古制の存せるものなり。なほ云はゞ、紅粉のことの物に見えたるは、本草綱目に、

輕粉其始、起自紂、以紅花擬作之、調脂飾女面、本產燕地、故名燕脂云々。——白粉、此化鉛所作也云々。

和漢三才圖會に、

青黛、即藍澱也。按用菰奴爲黛、甚良。菰奴、即菰莖傍生角狀、如未開玉蜀黍而小、中有黒煤點、筆畫眉及髮際云々。

事物紀源に、

周、文王時、女人始傅鉛粉。秦、始皇宮中、悉紅粧翠眉。此化粧之始、而婦人畫眉之始也。など、諸説紛々たり、以て、其の用途の古き證とすべし。

(一) 器用

當地に常用する器物は、重に土器にして、甕、壺、酒器等は、形狀、製方ともに、太古の高坏、平瓮、殿瓮、その儘のものを用ゐる。其産地は、郡内に白岩と稱する土地あり。白岩、瀬戸山といひて、古來有名なり。此の事は、後に云ふ、大葉子節の條に委し。参照すべし。此れ等、太古の器物のことは、釋日本紀に、

古事記、上曰、天八十毗良迦云々。平賀者、盛供神物之土器也云々。殿瓮云々。殿重之義、瓮者土瓶也。今世、神今食、新嘗祭、等供神物、陶器、土器、此因縁也。凡、殿瓮者、祭神之土器、之惣名也。

など見え、又高坏のことは、眞淵翁の古器考に、

今時以木、輾轆して作る菓子瓮、是なるべし云々。且高坏は、専土器にて、又は木器もありしなり云々。

とあり、又古くは、江家次第の御齒固の條に、

供御、藥等、以高坏六本、献之、有鏡餅云々。

また同書、大饗の條に、

盛甲折櫃二合、一合、蘇大小、小二、一合、平栗、大八、小八、各居土、高坏、入外居、一荷云々。

また同じき内侍所御神樂の條に、

供神御前高坏物六本云々。

また大嘗祭の條に、

又居御羹等於高坏云々。

また榮花物語にも、

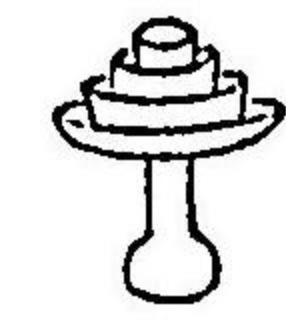
佛の御前に、らでんの花机同じらでんの高つきどもに、こがねの佛器どもをすゑつゝ奉らせ給へり。

など多かり是れ物に見えたる古きものなり其圖は古器考に載せたり左の如し。



盃

榮花物語御もき巻に、被する所の繪に、入々並居たる前に、如此具一つあり。



盃



盃

米御粥二、元文三年大嘗祭、粟御粥二、神饌物の中に之あり。此、外御羹二、如、是、

又當地にて用ゐる器用中、一種の奇なるものは籠提灯に松蠟燭を點することなり。骨董集に、

篋の葉に松脂をつゝみて蠟燭のかはりとし、次に次に出せる籠挑灯の竹の筒に立て、火をとすなり。羽州にて今に之を用ふ。これ天正以前の挑灯の古製を見るべき物なり。形の異同大小もあるべし。こゝには、予が得たるものと、雪のふる道書名に載るものを、臨いだせり。斯かる古製の今にのこれるは、めづらし云々。と云ひて、其の圖を示せり。左の如し。

羽州松脂蠟燭圖



長山尺、八寸五分餘

かたち、籠に似たり。

(籠挑灯圖は、之を略す。)

同書に又、

因に云ふ、蠟燭の事は、合、義解、主殿寮に、油火爲燈、蠟火爲燭と見えれば、其來る尙し。和名鈔にも見えたり。

といへり。貞丈雜記にも、此の兩物を圖示せり。就きて見るべし。今實際その使用するものを當地に見るに、形狀製法全、此等の書に、説明且圖示せる所と契合して、毫釐差誤なし。松蠟燭てふ物の製法は、先、松樹に傷つけ、流れ出づる脂汁をとり、之を捏ね揉みて柔かにし、之を四五寸の棒に丸め作りて、笹の葉敷枚を駢べたるものに裏むなり。其に火を點する時は、その光度、洋燈には及ばざれども、行燈には遙かに過ぎたり。是れ古の松明、即脂燭より思ひ附きて、製するに至りたりしものなるべし。令、義解の軍防令の部に、

松明、松之有脂者也。

と見え、貞丈雜記に、その圖あり。つきて見るべし。又佛前には、燈檠とて、土器に種油を入れたるものに、燈心之をトシメを立て、火を點す。是れ前に云へる、令、義解なる油火、爲燈の遺式なり。又神社の祭禮、盆踊の庭には、必薪柴にて火を焚くを例とす。是れ古代の庭燎、或は衛士の焚く火と云ひしもの、遺例なるべし。此の庭燎、ふじのたぐ火の引置は、強あげざるべし。

(ロ) 習 慣

(い) 建 築

現今家屋の構造に、古代の風を存すること、亦該地に過ぐるはなし。即石盤イシイタを据ゑ土臺を置き、其の上に柱を建て、桁を渡し、梁を上げ、又その上に又樹マツと稱して、梁の兩端より木を内方に斜に立て、頭部を交叉して、之に棟をかけ、屋中とて各、又樹に横木を結ひ渡し、之に簀シ子をかけて、萱草にて葺きて、屋根とし、棟上に鞍カと稱して、馬鞍の前輪の如き形に木を跨げて、屋根の重鎮おもむきとし、更にその上に、堅カタ様に長き木を渡すを常とす。而うして其の形は、率、狭長なる四阿あやとす。是れ上古の建築法たる、以千尋チチノスミ栲カ細コ爲ス百八十紐ヒヤクヤソウジに出づの節の存せるものにて、棟上に長き木をわたすは、其の堅魚木ツノササを附くるの遺制なるべし。同じ奥羽と雖も、秋田の地方を除く外は、鞍をかけ、堅魚木を上げたるは、殆ど見えず、是れ、古制の早く失せたりしなり。家屋雜考に據るに、

聖武天皇の紀に、上古、淳朴、冬穴、夏巢、云々、板屋草舎、中古、遺制ナリと見え、又同天皇の御代に、命、有司、令五位以上、及庶人、力地、營ツクリ辨ハカ者、以瓦、葺屋、塗爲丹、堊、云々。

とあれば、後世の寢殿造、殿造など稱するは、同代以後の制と知らる。されば該地に行はる、建築法は、最も古きものなり。尤該地といへども、屋の周圍に廂アノを設け、坪ツツと稱して庭園を作り、築山、泉水等を爲るは、後世の法に倣へるものならずし。獨、建築法のみ

ならず萬事進歩せる今日なるをや。

(ろ) 彫刻

神社の前に鳥居を建て、獅子、狛犬を安ずるは、我が邦到る處比々みな然り。敢て珍とするに足らず。唯、奇と稱すべきは、該地方に於いて、神社の四方に十二の兄弟と稱して、子より亥に至る十二支の方角を示すが、威、繪畫を以て之を表はすことなり。兄弟と稱するは、木兄、木弟、即、甲乙以下十干の稱なるか、該地にては、訛りて十二支のことを「エト」と云ふなり。梅南谿が東遊記に因りて、之を証すべし。曰はく、

南部、津輕、邊の村民も、大かたはエゾ種なるべし。只早く王化に服して、風俗言語も改りたる所は、先祖より日本人の如くいひなし居る事とぞ思はる。故に禮義文華のいまだ開けざるは、尤の事なり。南部の邊部には、ネロハをだにしらずして、盲曆といふものありとぞ。著者云ふ。秋田も南部の隣接地なれば、その事今以て行はるゝなり。余が通行せし街道には、あらねども、聞しまゝをしるす。又般若心經などを、めぐら曆の法にて誦すると云ふ。其圖左の如し。

著者云ふ。左は、盲曆を解釋せし圖なり。尙十二のエトの圖もあれども、今煩しくして省きつ。其圖中、卯、巳、戌、等は、即、エトの形なり。委しき事は、本書に就きて見よ。是等の事



を用ひて、假名文字もいまだしらざる所は、南部、盛岡の城下より、七八十里も北西にあたりたる、田山村、杯いへる、極山中の邊部なり。賊に古の結繩の約ともいふべ

し。蝦夷地も、只今に文字無く、木に刻を付て、覺印エシとするとかや云々。
とあり。即目今該仙北地方にては、神社の四周に、方角の符號として、子ねに鼠を畫がき、丑ねに牛を畫がき、以下亥かまで悉繪畫にて示し居るなり。扱禽獸の名を十二支に當つることは、亦古きことなり。石川雅望の「ねざめのすさび」に、

子丑寅卯の十二は、聖作にて、古くより傳へ來しことしるし。之に鳥獸の名を配したるは、後漢の頃よりにや。王充が論衡にも、所々に出たり。又、陳眉公「太平清話」曰、十二支所屬北周時、已有之。宇文護之母、與護書曰、昔在武用鎮生汝兄弟、大者屬鼠、次者屬兔、汝身屬蛇。又、陸長源以「舊德」爲宣武行軍司馬、韓愈巡官同事、或譏年輩相遠、愈曰、大蟲老鼠俱爲十二相屬、何惟之存。これらにて、からくに、十二支へ鳥けたものを配當せし事しられぬ。

と見え、又、伴信友が比古婆衣に、

干支は、唐土國にては、曆を造る法にて、はた年月日を定むる料に設たる名目なるを、やがて日次を稱ぶ目にも用ひ、後に年に係ても稱ぶこととなりたるなるべし。曆には、月次にも干支をかけて物すれど、平常に某の干支月といはざるは、た思ひ

合さるゝなり。さて干支の義のものは、皇極内篇に、十爲干、十二爲支、十干者、五行有陰陽也。十二支者、六氣有剛柔也。といへるほどのことなるべし。其を皇國言にうつして、十干の甲乙などを、キノエ、キノトなど唱ふは、木兄、木弟の義なりと、早くより云ひ來れるは、さること、聞ゆ中。鼠、牛、虎、兔、龍、蛇、馬、羊、猴、雞、犬、豕、十二相狀、本形轉輪祖庭。などいへることも見えたり。かゝる佛説に據りて、僧徒の牽合せたる妄説なるべし。但、詩經小雅に、吉日庚午、既差我馬、云々と見えたるは、午に十二肖の馬を當たるに依れる行と聞えたり。しかれば、周世すでに十二肖の説ありしなり云々。

此れ等の考説に據れば、十二支に鳥獸の名を當つることは、最も古きよりのならはしなるを知るべき也。尙何故に、斯く當てはめしかに就いては、石川、伴、二翁の又、當地の路傍巷間には、能く庚申てふ名を石に刻して建て、之に或は見猿見猿、聞猿聞猿の圖次に示し、手にて目を掩ひたる猿と、耳を彫鏤す。是れ元は、支那道家の説に出でたる、塞きたる猿とを、ふがくなり。を彫鏤す。是れ元は、支那道家の説に出でたる、人身有三尸蟲、每庚申日、乘人之睡、以其過惡、陳之天帝。故學者遇是夕、輒不睡。といへる説に基きたる、古代の風なり。されば斯の夕に方りては、男女主に老人相會し、雜談笑語して夜を明かすを常とす。今や文運普及し、山村水廓、呷唔の聲を聞かざ

るなしと雖ども彫刻繪畫の上に於いて古代の習風の其の儘に存するもの右の如きなり。

見ざる



聞かざる



言はざる



(は) 加冠

當地の俗子生れて百日に至れば食初の儀あり先一郷の最高齡者を請じて始めて始めて其の兒に哺せしむるを常とす少しく離れたる秋田市に於いては女子は生れて百日、男子は百廿日とす。是れ皆次に引ける古例に依りて明かなる東鑑實朝公誕生の條に、

十一月廿九日新誕若君五十日百日儀也。

とありて玉勝間に、

此君は其年の八月九日に生れ給ひて十一月廿九日は百日日にあたり今この世にも兒の生れて百日日をはふはむかしのいかもかの祝なるべしさて五十日と百日とは別にておのくそのあたれる日にいはへることなりしをこゝに

一度の事にいへるは、そのかみおはせて百日日にあたる日に一度にいはひたるならはしの有しにこそ。

といへるにて知らるゝ例なり又男子二十歳に至れば加冠の式あり亦闔閭の權勢者に請うて主に所帯郷士を請じて之に充つ袴を着せ冠を加へしむるを法とす是れ中世より權勢ある人を頼みて其の出身を計りたりし習俗にて吾妻鏡等に見えたる烏帽子親子の契約を結びし風の今に遺りたるものなり。

(に) 婚姻

當地の結婚式は現今は媒灼人あり結納を行ひ吉日を選びて親戚知友相會して其儀を擧げ饗差入床の式等他と多く差なしといへども唯奇なるは太古の歌垣に全く類したることを行ふの一事なりとす先妙齡の子女を持ちたる父母は陰曆正月十五日の夜に於いて一定の場處に假小屋を設け其の子女を之に會せしめて一夜を徹せしむるなり。こは實際を目撃したる該地小學校教員某の直話なり而うして其の會したる青年の男女は何事をか爲すといふに男は多く打葉うちばをかにしたる者葉を挿して柔を携へ往きて草履を造り繩を縛ひ女は多く麻苧を持ち行き麻苧をうむを事とす其の仕事終りて後互に

故天若日子之妻下照比賣之哭聲與風戀到天於是天若日子之父天津國玉神及其妻子聞而降來哭悲乃於其處作喪屋而河雁為岐佐理持鸛為掃持翠鳥為御食人雀為確女雉為哭女如此行定而日八日夜八夜以遊也

また日本書紀にも、

天稚彦之妻下照姬哭泣悲聲達于天是時天國玉聞其哭聲則知夫天稚彦已死乃遣疾風舉尸致天便造喪屋而殯之即以川雁為持傾頭者及持帚者一云以雞為持傾頭者以雀為持帚者以雀為持帚者以雀為持帚者又以雀為春女一云乃以川雁為持傾頭者亦為持帚者以川雁為持帚者八夜啼哭悲歌

とあるにて知るべし又死者に代りて親戚知友と應答するものあり棺槨は石を用ゐる墓地には必墓標を建つ稍降りては常緑木を植ゑしなり漢書に東夷傳を立て我が風俗を記するありその中に云ふ

有棺無槨封土作冢人死則停喪十餘日不食肉他人就歌舞飲食已葬則家人至水澡浴自潔而除不淨

と以つて其の一斑を知るべし後世に至るに隨ひ佛法跋扈して一般に其の法を用

ゐると雖ども今尙神葬と稱して施行するものには其の遺風歷々指點すべきものあり今日當地に行はるゝ神葬式中その氏名を記したる旗及び靈魂を慰藉する意味の文字を識したる旗を樹つるは古代の青赤の旗をたてたる遺風なり又出棺したる跡を直に箒にて掃ふは箒持の儀あり此の事は玉勝間にも

人の出ゆきしあとを掃事をいひは葬の出ぬる跡をはくわぎのある故なり台記に久壽二年十二月十七日傳聞今夜亥刻高陽院入棺云々即奉遷福勝院云々出御之後民部大夫重成以竹箒拂御所

と見ゆ供饌圓子飯の類也を携ふるは岐佐理持に倣へるなり送葬の婦人單衣を以て面を蔽ふは哭女に扮するなり送式を畢へて皆人喪家に歸り「エンデユ」といふ替女を迎へて座下又は口寄と云ひて死人の語る體をなさしめ親故首を鳩め泣を垂れて之を聴くは亦古代の式に倣へることしるし是は榮花物語に

左近のめのとなくく御うちよせにいであつ云々
玉勝間にも之を引いてさて云へるやう

さて口よする者をばかうなぎとあり今みこといふなり

と見えたり。而うして、父母の死後一週年間は、忌中と稱して喪に居るは、所謂諒闇てふものにして、禮に天子亮闇三年といへりしものが、我が邦大寶令以後、父母の喪は、一般に一年となれりし遺制なり。善庵隨筆に服紀令を引いて、

凡、服紀者、爲父母及夫、本主、一年云々。

といひ、且、東國通鑑、高麗紀を引いて、

成宗文懿王、四年、冬十月、新定五服給暇式、斬衰、齊衰、三年、給百日、齊衰、期年、

給三十日、云々、父母の喪は、並に解官して給暇、ことなく、一年の服を受けしむ。云々。

僧尼は、世外の人といへども、服紀爲父母、一年なること疑ひなし。

と解明せるにて知らる。

(へ) 祭式

神を祭るに、歌舞音楽を奏し、庭燎を焚き、玉串、御幣を捧げ、武器を用る巫女の舞をなし、白木の几器に鮮饌を供へ、拍手して禮拜するは、我が邦一般の俗習なり。今珍しく言ふに及ばず。常地に行はるゝ、特種の風は、神前に繪馬を奉納する一事なりとす。繪馬の事に就きて、諸家の説多し。貞丈雜記に、

神前に繪馬を懸くるに云々。將軍家、大名などは、神馬を献せらるゝ也。神馬を献する事のならぬ人は、神馬の代りに、神馬の形を繪に畫て納る也。是を繪馬と云也。是れ畧儀にてある間、定たる法式あるべからず。云々。後には神馬の形を繪かゝずして、鳥獸人形、其外様々の物を懸がくは、あやまり也。

とあり。その傳流は轉訛にもせよ、その由来は正しくあること知らる。藥井高尙の松の落葉に、

夏がきたる馬を、神の社に奉るは、近き世のならはしになん。古き書には見えず。さるは、神の乗りたまふべきものにあらねば、古人は、さやうのかひなきわざは、せざりしなり。これは木して作ることも、えせざるものゝ、さてやむべきを、なほえあらで、いさゝか其のまねびをなすわざにて、そのなごりとは云ふべく、少しはつみゆるさるゝ方もあるを、馬よりうつりて、今やうは、いろゝゝのもの、繪にかきて奉るは、つゆばかりも、かゝるところなきしわざなりかし。

ともいへり。扱兎まれ角まれ、神に眞の馬を進めしことは、頗古し。北山抄に徵するに、天曆三年七月廿二日、月次祭、依禮延之馬寮所進馬、腰損足塞已不中用云々。令奏事由以

板立御馬イタタチミカ可令牽進者此の板立馬は木にて作りて奉りたるもの、始めなり。 承平四年六月、月次祭、馬代進調布八端上郷令可進見馬之由此例、この馬代は馬の代りに奉りし者にて、後世の繪馬の始めなるべし。 後々多此例

とあり。此の外説は多かれども、皆千遍一律なれば、悉は擧げず。前にも註せし如く、此の板立馬は、その木にて造りて奉りたる者の始めなるべく、馬代は、馬の代りに奉りたる者の始めなるべく思はれて、繪馬てふものは、此等より轉せしものなるべしと信ず。げに貞丈翁がいへる如く、當地に行はるゝ繪馬も、馬のみにあらずして、稻荷に狐、觀音に馬、不動に劍、明神に龍、八幡に鳩、などを繪がきて納むるなり。因に云ふ。觀音は、佛の稱なれども、中古より行はれし、本地垂迹の説にかぶれて、當地一般に、神なりとおもへるも可矣。 二翁の説の如く、繪馬を奉るは、近世のことなるべけれども、稻荷神の使者は狐なり、八幡神の使者は鳩なりなど信せしは、我が國古代よりのことなり。この事は、次に云ふべし。 されば、是れ亦古俗の一として、數ふべきなり。尙祭式に、武具を用ひ、井はせ見よかし。玉串、御幣を捧げ、歌舞音樂を奏する等の儀式は、貞丈雜記、松の落葉、玉かつ問、其の他の書を見るべし。

(と) 信 仰

鳥獸金石草木珍奇のものを神とし視て崇拜するは、我が邦人上下の舊慣にして、其れ等のもを、或は神と稱し、或は尊ミコトと唱へて崇禮せし様は、紀記に徴しても、上古の

風なりしこと明かなり。現今に至りては、其の迷信や、薄らぎしかども、當地には尙盛なるものなり。其の重なるものを云はゞ、狐は稻荷大神の御使と稱し、鳩は八幡大神の御使と稱して、殊に畏敬す。是は、松の落葉に、

今の世に、鹿は春日神の御つかはしめ、鳩は八幡神の御つかはしめといふたぐひの事、こゝかしこの社にありて、鳥獸のたぐひあまた人になれておそれぬは、神の御使はしめといひて、おひだにせざる故なり。使はしめは、使ツカヒといふ詞をよこなまりたるにぞあらん。しかおもふは、日本書紀、景行天皇の卷に、是大蛇、必荒神之使也。同紀、皇極天皇、卷に、遙見有物、而聽、猴吟云々。時、人曰、此是伊勢大神之使也。と見えたるによれり。なにの神の御使とは、その神のおほせごとをうけたまはりて、來てこゝと行ふをいへる事なるに、かの鹿鳩などは、さやうのさまならねば、御使とは云ひがたきことなれども、是もはしめは、一つ二つ神がきのあたりに見えつるを、神の御使ならんといひて、人の恐れて、おひだにせざりしを、よき事として、そのともがらのあつまりきて、あまたにはなれるなるべし。云々。

といひ、和漢三才圖會には、

相傳、狐者、倉稻魂之神使也。天下、狐、悉、參、仕、洛、之、稻、荷、社、矣。人、建、稻、荷、祠、而、祭、狐、其、所、祭、者、位、異、于、他、狐、云々。南留別志に、狐を八幡の使者、彼を山王の使者といへるも、はちまんとしなるべし。云々のは、さんわりのさをこりて、いへるなるべし。鹿を春日といふも、かへれども、採に足す。

と云へる如き理由のもとに、起りたる習はしなるべし。又、當地には弊鞋を樹枝に投げ掛けて、敷多く積らしむる癖あり。是も、謂はれあることなり。五雜俎に、

劉昌詩、蘆浦筆記、載、草鞋大王事、甚可笑。初、因人、挂、草鞋、於、樹枝、後、來者、傲、之、累々、千百、好事者、戲、題、曰、草鞋大王、以後、遂、爲、立、祠、大著、靈、異、其人、復、過、怪、而、叩、之、則、老、備、兵、死、而、爲、鬼、堯、之、也。

とある故事より起れる、ならはしならん。又、當地の人は、概して狐、貉の變化をなすを信せり。是れ日本書紀、推古天皇の卷に見えたる、

三十五年春二月陸奥國有貉化人以歌之。

なごに因りて起れるものなるべし。又、人の立ち往きし跡を、掃くことを忌む癖あり。こは萬葉集にも、

柿モ見シ、屋中モハカジ、草枕、旅ユク君ヲ、イハフト思ヒテ。

なごありて、亦古風なり。但、當地にのみ限らぬ風にや。喪葬の條に引ける、玉まつ間の脱巻照。

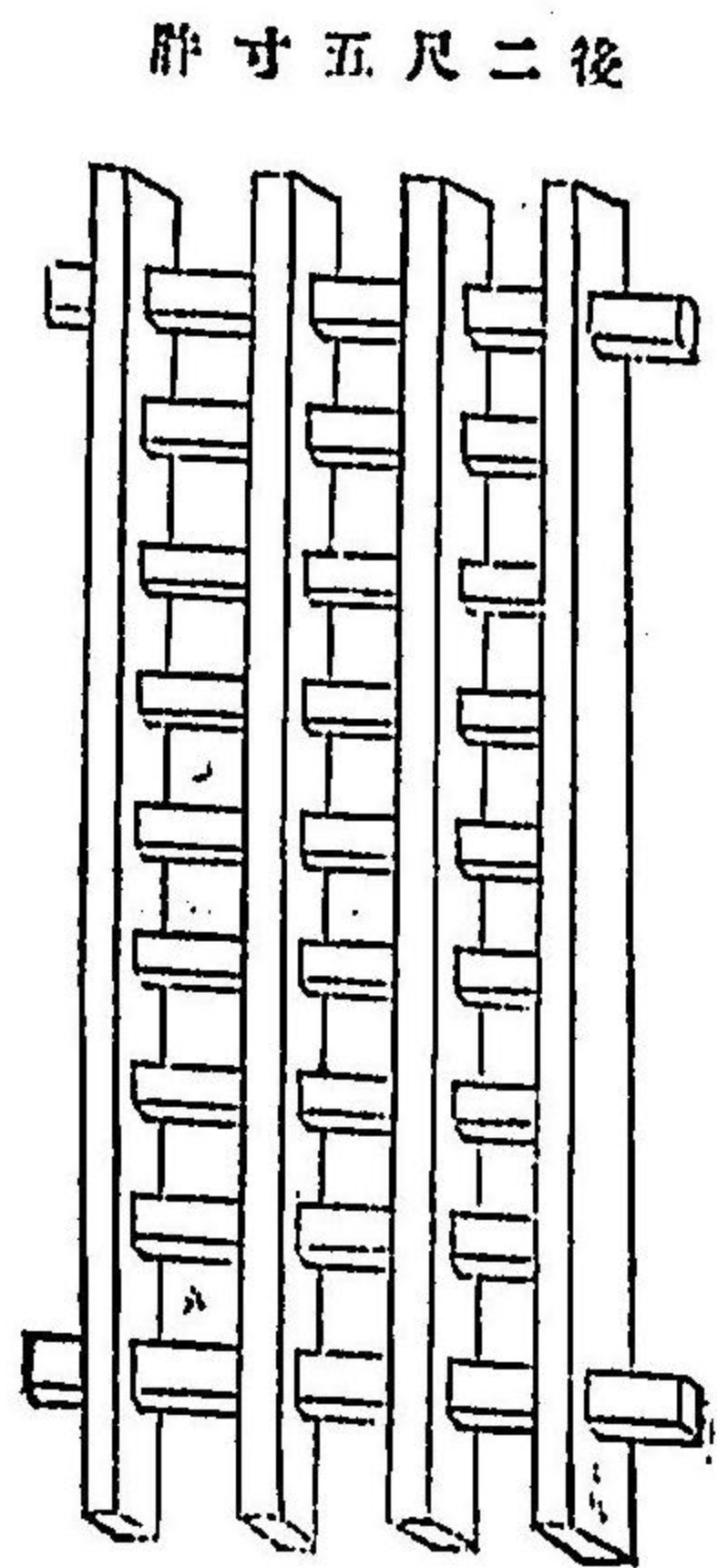
(ち) 歌舞娛樂

當時我が國に行はるゝ、歌舞、音樂、及び娛樂は、當地亦有らざるなし。而うして其の古代より存在せるものは、石曳歌、盆踊、横笛、太鼓、及び福引、等なりとす。此の石曳歌は出雲國風土記なる國引歌より出でたるものなり。同風土記國引の條に、國々來々と掛聲したる所あり。是れ今該地に行はるゝ、石曳歌の濫觴なり。其の様は梅園日記に、諸書を引いて其圖までも出だせり。云ふ。

武藏鑑云、節用集修羅注云、引大木儀可按、當作石。材木也。トアリ、軍器考火器類大友ガ家ノ事シルセル記ニ、南蕃ヨリ大石火矢來レルヲ、入道彼國ヨリ修羅ヲ以テ、豊後國臼杵ノ庄、丹生ノ島迄引ヨセテ云々。楠村長高が室町殿日記、卷二十、小天狗ノ篇中、大佛殿造營ノ事ヲ云ル章ニ云、石垣ノ大石ヲ鹿谷ヨリ引レケルニ、蒲生飛驒守承リテ、六疊敷ノ大石ヲ引ニ、二千五百人力ニテヒケリト聞ユ。楠木、松の虹梁ヲ以テ、修羅車ヲ造リ、是ニ引ノセ、道筋ニハ丸太ヲ敷テ、其上ニアラメヲマカセテ、ヌメリヲ以テ、ヤリニケル云々。今世、地車ト云物ノ大ナル歟。按ずるに、監護抄、卷一ニ、石引物ヲ、

シユラト云ハ何事ゾ帝大大石ヲ動カス事修羅ニアラズバアルベカラズ仍テ名
ツクト云々慎言先年靈巖嶋の伊豆屋といへる石肆にて修羅と稱する器を見た
り其圖左の如し。

修羅の圖石肆所貯
長一丈二尺許



此ニ大石ヲノセテ多人數
ニテ引キ大石ノ上ニハ音
頭上ケ一人ノリ居テ采配
ヲ揮ヘリ。(著者志)

又北越雪譜に雪車の制作種々あり大なるを修羅といふとあり又江戸に修羅船
といふ船あり云々。

関田次第に又

予が家にむかしより傳へたる古書に石を車に載て多人數曳圖あり大佛殿の石

垣の石を曳るゝ時の圖なりといふ人もあり又或人はそれよりも畫の時代舊た
り又平なぞにやと見ゆともいへり云々或説云大佛殿の石を曳るゝ時東の方よ
り來るもの追分のこなた松坂の邊甚艱難なりしかば加藤清正音頭をとりて松
坂こえたやつさと諷ひはやして曳されしといへり今踊の音頭に通じて歌ふを
伊勢の松坂とおぼえたるは同名にて彼名高き故にあやまるなりとぞ予が藏す
る圖車上の童子のさま石曳人數一やうの出立なるもまことに一時の壯觀なる
べしと見ゆ云々亦圖を掲げた
れども略す。

といへり今該地に用ゐらるゝものは其の器の形梅園日記なる圖のものと全く同
じ而うして其の諷ひやうは「ようやらさんと」と唱ふるなり盆踊の濫觴は上古の
歌垣にあることは小中村博士の歌舞音楽畧史にも續日本紀を引いて

辛卯六氏男女二百三十人供奉歌垣其服並着袴細布衣垂紅長紐男女相並分行
徐進歌曰ヲトメラニヲトコタチソヒフミナラスニシノミヤコハヨロヅヨノミ
ヤ其歌垣歌曰云々毎歌曲折擧袂爲節などあるは實の歌垣にはあらず古の歌垣
の狀ばかりをまねびて爲し一種の風流藝なれども諸國の里巷に至ては後世

までも古の習俗の遺りたりけんと思はるゝは、彼、盆踊を始として、今も此風に類せる事の有るに因てなり。

と云へるに因りて明かなり、横笛、太鼓の太古よりの樂器なることは、諸書に依つてしるけれども、取分けて言ふ要もなければ省きつ。知らまく思ふ人は、後に言、福引は該地には、正月穂引として行はる。馬琴の歳時記には、寶引として出し、且云へらく、餅の異名を福生果と云、故に餅を福と云、各へ福引として、餅を二人して引あふこと侍り云々。

といひ、梅園日記に、

正月福引として、圖にて人に物とらする事あり。物に見えたるは、月夜夜話に、或人云、正月の福引は、昔は兩人して餅を引合て、兩方の多少取たるを見て、其年中の禍福を見しことあり。今代は、種々の器物に取り代へたる也。餅を引取る故に、福引と名付とあり。又、寶引ともいひけるにや、云々。

などあり。此のことの古書に見えたるは、續紀に、

天平二年正月辛丑、天皇御、大安殿、宴五位已上、晚頭移幸、皇后宮、百官主典已上、陪從

踏歌、且奏、且行、引入宮裏、以賜酒食、因令探、短箱書、以仁義禮智信、五字、隨其字而賜物、得仁者、繩也。義者、絲也。禮者、綿也。智者、布也。信者、段常布也。

これ所謂福引なり。また唐土にも、太平御覽に、石虎以辰日臘、子日祀祖、大會群臣於太武殿、上使各三探、乃有得絹百疋者、有得數十疋者、有得一二疋者、虎輒大笑、以為樂。など見えたり。亦、古代の遺風なることしるし。

(ハ) 言語

當地に行はるゝ方言にも、古代その儘のもの多し。物氏の南留別志にも、古語は邊部に存すと云へるは、真に然り。今その見易からしめんがため、重なるものを表示すべし。

仙北方言	普通語	語原	出典	提要
ませ	柵、又ハ真垣	間塞ノ障或ハ云フ 馬塞ノ義ト	榮花物語、白がねを、ませのかたにして、云々。 源氏物語、くるきあかぎの、ませゆひませ、云々。	

つ	庭、又ハ 前栽	一區ノ窄マリ タル處ナルヨ リ稱スル語	築花、清涼殿、月見ノ宴ニ、庭先ニ種々ノ前栽ヲ飾リ テ、兩坪ニ分チタルヲ見ユ。大鏡ノ解ニハ、内庭ノ一 ニテ殿中ノ庭、垣中ノ庭ナド一區ノツボマリタル處。
ご	椀	御器、又ハ合 器ノ意ナリ	築花、柑子、橘ごき一つばかり云々。宇津保物語、 ろくろ、ひきもの、ごき云々。こがねのごき云々。
きりぐす	窠 馬	鳴ク聲ノ「キ リ」ト聞 ユルヨリノ名	家持家集、きりぐす、つりりさせとは、なくなれ ぎ、むらぎぬもたる我はきりぐす。新古今集、き りぐす、なくや霜夜のさむしろに、衣かたしき、 ひとりかもねん。
こほろぎ	蟋 蟀	亦鳴ク聲ノ似 タルヨリ云語	言海、きりぐす、こほろぎノ稱、古今全ク相反ス。
だまがす	誑 ス	點らすノ義	古事記、其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而云々。 この「ガス」ト全シト也。
かトイフ辭 (例)行クヨリカ 來ルガヨイ それヨリカ此 れガヨイ	より又ハ 由自、又ハ 亦ノ意	源氏、人ひとりかあまたしも、見給はぬことなれば にや、云々。	

さトイフ辭 (例)東サ行 上サ登ル	へ又ハ 邊、於又ハ 許ノ意	万葉、ワダツミノ、イヅレノ神ヲ、祈ラバカ、往方 モ來方モ、船ノハヤケン。源氏、里わかぬ、かけを 見れども、ゆく月の、入るさの山を、たれかたづぬ る。	
なす	返 ス	納すノ意	風俗文選、首だけの借錢を納して、しばらく息をつ ぐ。
しなびる	萎 ル	軟乾ノ義	万葉、夏草ノオモヒ萎ニ而云々。源氏、海にしなへ からぶれ云々。
からびる	乾 ビル	干て枯ぶるノ 意	源氏、挽へ酒ぶれ云々。
つかだ	器物又ハ 道具	使手ノ意カ	但彥、人と、つかだは、使ひがらに因る。
うが	汝	うぬらがノ訛 約	傾城買二筋道、なだだ、此のすりこぎめら、うぬら に、ぼちくの、ちやきくの、と、云々。
ほかう	祝 ア	祭、祝、賀、壽 詞ナドノ字ヲ ヨム	祝詞ノ文、壽詞、事賀奉、ナド其ノ例、最モ多カリ。

じもの 馬(例)人じ者 じもの	といふ者	其の状の物ト イフ意	萬葉、鹿自物、鹿兒自物、鶺鴒自物、ナド例多シ。
めのこ	女子	女子ノ意	伊勢物語、舟どもに、めのこどもおりたちて云々。 松の落葉、今は、をとこなん、などのみいへど、古 は、をのこ、めのこ、といひし事にて云々。
う	末	上端ノ意	伊勢物語、うらわかみ、ねよげに見ゆる若草を、人 の結ばんことをしぞおもふ。
せつない	切ナシ	苦しいノ意、 術ないノ意、	世間用心記、武士の義理ほど、世に、せつなき物は なし。
お	起 火	熾りたる意	古今集、おきのゐて、身をやくよりもかなしきは、 云々。
わ	灰	悪汁ノ意カ	古今集、紅に、そめし心も、頼まれず。人をあくには、 うつるてふなり。遠鏡、紅染ハ灰汁ニウツル也。
ばひとる	奪ヒ取ル	奪ヒ取るノ約 トイフ	蜻蛉日記、ばひとりて、返ししたり。

か	な	河	菜	古今集三秘訣ノ一トシテ、河菜草トイフ物アリ。是 レナリ。
へ	そ	綜	麻	神皇正統記、崇神天皇の御母、伊香色謎姫は、大綜 麻許命の女なり。
へ	つ	ひ	籠	古事記傳、籠は加麻と訓べし。云々。又、開都比と 云名も古し。云々。止興戸川比。枕草紙、御へつひ 云々。
た	ご	擔	籠	菅菰抄、擔籠は云々。海邊にて沙をくみ、焼いて鹽 となす。云々。多古、多胡、多枯、等は皆假名書な り。云々。
ね	まる	座	ソル	菅菰、北國のねまるは、他國にて、居ると云ふ詞に あたるべし。云々。
		寐	丸ノ義	

斯く調べもて行かば、限りもあるべからざれども、此の古語に關することは、已更に
物する所あらんとして、爰には單に、一二の實例を示して止むのみ。

(二) 生業

本地の生業の主なるものは、農桑にあるは論を待たざれども、尙古來の生はひの一として指すべきは、狩獵なり。本州は古鷹の羽を貢せしを以て、出羽國と稱せしことは、古來已に定説あり。玉勝間に台記を引いて、之をいへるにて知るべし。曰はく、

遊佐、金十兩、鷲羽十尻、馬二疋。本數、金五兩、鷲羽三尻、馬一疋。また、遊佐、金十兩、鷲羽五尻、御馬一疋。

陸奥國五箇莊の年貢なりしことを記したり。去れば弓矢を用ゐて飛鳥を獵し、蹄霜を設けて走獸を捕ふるは、古來此の州の慣業たり。本地の壯夫、その獵に従ふや、餉糧を齎らし、寢被を携へ、以て深山幽谷に分け入り、連日露營野宿して、其の事を營み、甚しきは遠く國境を踰え、越信地方に一冬期間を暮らすを常とす。是れ上古游牧の民が、水草を逐うて轉移し、夏は巢し冬は穴するの遺風を、存するものならず。男は已に右の如し。女は其の間留守し、苧麻を紡きて粗布を織り、勞働服を製するを例とす。是れ近地鹿角なる有名のお話、けふの細布おりは、へし古習なるべからん。狭布の細布のことは、諸書に説多かれども、皆區々にして探るに足らず。歌林良材に、

みちのくのけふの細布ほどせばみ胸あひがたき戀もする哉。
和歌吳竹集に、

いしぶみやけふのせばぬのはつゝに、逢みても猶あかぬ色哉。|| 卯の花のさける垣根に、乙女子が誰がためさらすけふの細布。

等例歌多し。又、口碑の傳ふる所によれば、

鹿角郡、古川部落なる、黒澤某が家にて織りし細布にて、青苧の纖維を製して、幅六寸許に織りたる、狭き麻布なりき。太古には之を本郡の貢物にしたりしをもて、今尙著名なり。

といへり。今は、其の物の出づるを聞かず。但、麻苧を製して、麻布を織り出だすことは、秋田の在々皆然かくして、殊に當地を盛なりとす。男は行きて勤め、女は内に居て寒衣を製すること、古和漢に其の例多し。されば、本地の俗風のみにも、あらざらめども、事の因みに、復に云へ本居翁の説に、但、苧麻もて細布を織ることは、狭布の里の風なりしこと、しるし。

詞のみにもあらず。よろづのしわざにも、片田舎には、古さまのみやびたること、残れるたぐひ多し。ざるを例のなまさかしき、心ある者の立まどりては、反りてをこがましく覺えて、あらたむるから、いづこにもやう／＼に、ふるき事のうせゆくは、いと口をしきわざなり。葬禮、婚禮など、ことに田舎には、ふるくおもしろきこと多し。すべて斯かるたぐひの事共をも、國々のやうを、海づら山がくれの里々まで、

あまねく尋ね聞あつめて、物にもしるし置かまほしきわざなり。葬祭はらまつりなどのわざ、後世の物しり人の考へ定めたるは、中々にから心の、さかしらのみ多くまじりて、ふさはしからず、うるさしかし。

といはれたり。誠に、予と同感の翁かなと、嬉しくて、此の項の歴尾とはなしぬ。以上種々の方面より考究して、太古の遺民たるを知り得たる外、尙更に特筆大書すべき一事あり。他にあらす。純粹の日本歌謠たる、催馬樂を存持せることは是なり。催馬樂は、後に委しく出だすべし。是よりは、進んで其の事に論及せんとす。故に先順序として、催馬樂の如何なるものかを證し、其の本邦土著の歌謠なるを明かし、更に催馬樂の後身に及び、其の如何にして之を持続せりやを斷すべし。

第五 催馬樂は如何なるものか

催馬樂は、現今存するもの、我駒澤田川以下六十篇許あり。賀茂翁の考に、神樂に前張有、それが拍子にうたふ故に、是もさいばりの名を負しものなり。其、三度拍子になること、上の巻にいふが如し。然るにこれをば、からの唐の世に、催馬樂

てふ樂の有しをもて、好事の者の後に催馬樂とは書つらむを、三代實錄にもしかしるせしが、さて後々の人其字につきて、或抄の如き説をなせしことしるしか、其の名稱も、其の前後より起りて、催馬樂といふとの説は、恐らくは翁が此の説より出でたるものなるべし。名座のことは、後に云ふべし。といへり。此の稱へやうは、或は「さいばり」といへる人もあり。又「さいまら」といふもあれども、今は姑翁に従ひて「さいばり」と稱するものとせん。故小中村翁の説に、右六十篇の内、大嘗會の時の、國司の出せる、風俗の歌も交れり。三十一言なるを延したると、然らざるとの別あり。男女の間を述べたる、或は猥褻なるもあるは、本里巷の謳歌を取し、故にもあるべし。といへるは、能く中れり。其の三十一言なるを、延ばしたりとは、上句と下句とを各繰返して、二回つ々に謠ひたるを云ふなるべし。例へば我駒の篇に於いて、いで我が駒はやく行こせ。まつち山、あはれまつち山、まつらん人を、行きて、あはれ行て、はや見ん。

是れ萬葉集に、

イテ我が駒、ハヤクユキコセ、マツチ山、マツラン妹ヲ、行キテハヤ見ン。

とある歌に、辭を添へて歌へるものなるが如し、拾芥抄に、高砂、以下二十五篇を律歌とし、哀筆本、我駒、已下四首、無之といへり。前に云へる、六十篇、安名尊以下三十六篇を呂歌とせり。又、梁塵愚案抄のに因れり。本書には、疑を存せる如し。

催馬樂と云、名は、其初、いついでたる吾駒、カ歌によれる者なり、其歌は伊天安加己末云々、こは本、萬葉、十二に、乞吾駒早去欲云々とある歌なり、はじめの二句、馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名づけたり、樂は唐の樂曲ごもの名、某樂云々と云ふによりて、添へたるにて、其字音をとりて、良とよぶなり、さて此、吾駒の歌を初とする故に、其名をもろくの曲の惣名とせるなりといへる、此説よろし。北邊隨筆も、此とあり。さればにや、喜多村信節翁も、その嬉遊笑覽にて、

催馬樂は云々、此樂の唱歌に、駒を催すと云、ことありけるを、やがて歌となして、國々よりうたひ出したり、我駒といふ催馬樂是なり、是に馬を催とかきたるなり、古注に、むかし貢調の歌といへるは、誤なるべし、此説も心得かたし、先づ催馬といふ樂ありとは、異國の樂名とするに似たり、その章に、駒を催すとあるを歌となして、

我駒たゞ一曲ならば、國々よりうたひ出したりとはいかゞ、その本の催馬樂は、早く亡びたりなどいふ心にや、いとおぼつかなし、云々、初め二句、馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名づけたり。

といへり、その古注とは、梁塵愚按抄などを云へるにや、同抄に、
催馬とは、昔諸國より貢物を大藏省へ納めし時、民の口すさびにうたひける歌なれば、催馬樂とは名づくるなり、馬を催すと書るは、貢物負する馬を、かり催すころなり。

とあるものにて、小中村翁は、斯様に云へるは、郢曲の古抄ごにも見えて、古き説なれど、従ひがたしと曰はれて、玉勝間の説を、よろしと思へり、而うして、其の梁塵抄の説の、従ひがたき由をば云はれず、予此の二説を考ふるに、根本の義に於いて、論とならぬことなり、乞吾駒と馬を催すに因りて、催馬樂と名づくとは、名義に就いての考へなり、貢物を納めし時の民謠なりとは、性質に就いての議論なり、されば梁塵抄と玉勝間との二説は、根元において兩立すべきものたる也、然れども名義の起る所、その原因なかるべきものは、予故に一言之を断じて、貢物を納むる時の詞なるによ

り乞吾駒と謠ひ乞吾駒と馬を催す意なるによりて、催馬樂と名づけしものと定むるなり。斯くしるき理あるものを、彼是と言ひ立つるは、論理學の明かならざりし時勢の罪にて、翁らが罪にはあらぬぞかし。

扱催馬樂の出生時代に就きては、小中村翁の説に、

いつの頃よりか、神樂の餘興に、催馬樂を謠ひ興じたるが、終に例となれるものならん。故に神樂譜には、大前張とある標下に、或曰、催馬樂、曲とあり。——猶按ずるに、催馬樂を神樂に取交へられしは、其初定かならねど、唐樂盛なりし弘仁、承和の後、やうく古風の和琴に、外邦の笛、箏、篳篥を交へ、彼音調に改めて、採物の歌を唱へしかば、素より唐樂と調を同じうせる催馬樂をも交へて、興を添へたるならん。然らば承和の後、貞觀の前にもやあらんと、臆測せらるゝなり。——或樂家、記録に、神樂、催馬樂の曲は、淡海、三船撰といふ説あり。三船は、元正天皇の養老六年に生れて、桓武天皇の延暦四年に卒したれば、彼催馬樂を撰べりしは、奈良の朝の末つかたばかりの事とすべし。云々。

等、彼是言へり、其の歌流の相承樂譜の傳來に就いては、三代實錄に、

貞觀元年十月廿三日、尙侍從、從三位、廣井、女王薨、廣井者、二品、長親王之後也。云々。廣井少修德操、舉動有禮、以能歌見稱、特善催馬樂歌、諸大夫及少年好事者、多就而習之。焉。至于殂沒、時人悼之。

催馬樂譜相承に、

左大臣雅信公、號一條、又號鷹司、音樂堪能、一代之名匠也。催馬樂譜、此大臣作之。是、藤家、元祖也。

といひ、同笛譜には、

或抄云、延喜廿年、依勅、定右近少將、藤原忠房、作催馬樂譜、云々。然而多分説、雅信公所作也。催馬樂入綾にも、此の記を引いて、證としたり。小中村翁の説に、催馬樂に、古二流の傳來あり。左大臣雅信公の傳を、藤家と云ひ、式部卿敦實親王の傳を、源家といふと云へり。

又、小中村翁の考に、

按ずるに、弘仁、承和、以來、唐樂盛に行はれしかど、舞樂のみにて謠ひ物なきにより、内々の御遊に舞なき時は、唐樂の曲と催馬樂の歌と、かはるゝ行はせたまひて、宴遊の興とせさせたまへり。例せば、安名尊、鳥破、席田、賀殿、急、已上を、伊勢、海、萬、歲、樂、已上を、と順序して奏するが如し。云々。

なごあるに依りて、その出生の時代と、歌流樂譜の相承傳來との大略は知りぬべし。次に其の起元性質は如何にと顧みるに、前に言へるに照らして、貢物を朝に納むるに際りて、民人が其を負はしめたる馬を曳きつつ、謠ひたりしものなることは知らるべし。猶いは、郢曲秘抄に、

催馬樂、本路頭巷里之謠歌也。然而後好事之士女、取以爲彈琴、歌曲、故其歌、因來、甚有。古代有、中世、厥后、更奉諸國、謂之風俗。又後代、謠謂之、今樣、催馬樂、風俗、固是一也。遂、徹於宮中、已久矣。

とあるを以て見れば、是はもと里巷賤民の謳歌なりしを、唐樂專流行するに伴ひて、其の節調に據り、其の當時の嗜好に投じて、何事も新奇を競ふ人情なるからに、高貴の玩弄物となれりしことしるく、隨つて高貴の人と卑賤の民と、相接する機會最多きは、朝貢の場合なりといふ理由よりして、其の朝貢の賤民らが謠へる、歌詞調曲の轉りたるものなること、愈明かなり。更に言はんに、續日本紀の天平十四年正月の條に、

六位以下等、鼓琴、歌曰、新年始爾、何久志、社仕奉良米、萬代摩提丹。

とあるは、當時の朝賀に歌ひたるものにて、今は催馬樂譜の呂部に收めて、新年の曲としたるものなり。其の他、萬葉記、紀、などに載れる歌詞童謠等の、今は其の歌曲となり居るもの往々あるは、郢曲秘抄の説の如く、中世以後、諸國より奉るものを風俗歌とし、極めて後代のものを今樣歌とすることも、亦しるし。

扱、中世以後は、唐樂の影響を受けて、其の節曲調譜も變じたるならめども、元來は我が國純粹の里巷の謠物なることは、前數いへるが如し。尙催馬樂に合はする樂器の、我が古代のものにして、和琴、和笛なることも、能く思ふべし。尙この歌は、上古儀式、酒奏より起來せるものなることは、予早くより早見。あれども、今はいはず。他日更に論ずる所あらんとす。以上種々の徵證に因りて、催馬樂は、日本土著の歌謠にして、外邦のものにかぶれざる、清淨無垢のもの、然かも純粹の日本風俗、唯一の好材料たるものなることを知り得べし。

第六 催馬樂の後身は如何に

催馬樂は、中世即平安京時代の歌謠、而かも日本特有の音曲たることは、前章縷述せし所に因つて明瞭なるべし。次に吾人の知らんと欲する所は、斯の殊性特質ある音

樂の後身は果して何れの方面に向つて發達生存しつゝあるかにある也。夫れ催馬樂は素里巷に起りたりし俗謡なれば後代も亦俗曲俚歌として現はれ前にも言へるが如く或は風俗歌となり或は今様歌となりて頗後代の歡迎を受けたりしは争ふべからざる事實なり然れども時代によりて好尚を異にし何事も今めかしきに轉り新奇なるを持て囃す人情は昔も今も貴きも賤しきも變らざることなれば其の古風なるは漸廢れて珍しき譜調と變じ行き文物制度の更革と共に催馬樂も亦其の面目を一新して全く古代の眞を失へるなり世の變革と共に諸事新奇に趨くは俗を研究せんとては斯く強惡しとはあらねども古代の風云はざるべからざるなり。催馬樂の後身に就いては嬉遊笑覽に、

この曲調亡びたるはいつの頃にか年山紀開に賀儀定基今日歌遊准久安富家朝臣禪閣七十賀儀儀伴時催馬樂也其曲調斷絶仍以明詠代之といへり久安にはいまだ傳はりしなり。

とあり久安は近衛天皇の御代の年號にて其の元年紀元一千八百五年より其の六年紀元一千八百十年に至りて終りたれば此の時代までは賀儀遊宴の興に之を歌ひしことしるし又小中村翁の考に、

後の亂れたる世に此曲暫く絶えたるを寛永三年二條城行幸舞樂御覽の時四辻大納言季繼卿に命じて催馬樂を興させたまひし事樂家錄にみゆ。

とあれば寛永三年紀元二千二百八十六年に再興せしめたる譯なれども凡て廢典を擧げ絶章を續かんにには本來の面目に多少の異動を生せんことは免るべからざる常理なりとす況んや歌舞音樂の如き天才的技術に於いてをや調譜の疾徐緩急音聲の抑揚昂低豈全く本來の面目に彷彿たるを得べくもあらんや必や魯魚陶陰の謬あるも知るべからず今日宮中に於いて俗官中に其の傳を承けるありと聞く九重は遠し吾人得てその正否を判すべくもあらず偶巷間之を傳へたりと稱し之を歌ふものありとは聞けども是れ亦古代の眞を得たるものにあらずと云へりされば今日にては殆ど其の傳を絶ちたりと云ふも敢て誤言にあらざるべし然らば則催馬樂てふ謠ひ物は今日に於いて全然その形影を認むること能はざるか否さにはあらず目下その後身として歴然存在する地方あり何れの地方を指して然かいふか曰はく之に答ふるに先だち催馬樂は上にも云へるが如く純粹の日本風俗の一なるを以て其の維持者即專有者は比較上純粹の日本土著人たらざるべから

ざるを知らざるべからず。如何となれば、外來種族歸化人種たるものは、世を歴るに
隨ひ、生活の状態、風俗習慣の差異、時代好尚の影響等よりして、勢異分子を混交し、自
然變化を來すべきを以てなり。之に反して、純粹の土著民族ならば、前數者の影響を
享くること甚少、縱令自然進歩の上より、多少の沿革はあるにもせよ、比較的舊風
を守持すべし。

以上の所論に依りて、催馬樂は表面絶えたるが如くにして、裏面は否らず、一縷の命
脈を續ぎ居るを知り、又催馬樂は、現今純粹の日本民族と共に、該仙北地方の俗謠と
なりて盛に生存し居るを知るなり。其の如何にして之を持續せるかは、次章に於い
て詳論せんとす。

第七 本地方人は如何にして催馬樂を持續せる か附大葉子節のこと

前章種々の微證によりて、催馬樂は斷絶したるが如くにして、斷絶せず。仙北地方の
俗謠として、生存するを領せり。其の生存の状態に至りては、本章において之を説く

べし。

該仙北地方には、古來、大葉子節と稱して、絶えて他地方に有せざる、一種の俚謠流行
し、現今尙は盛行しつゝあり。是れ正しく古の催馬樂の變身なり。如何にして之を知
れるか。是は夫の人皇第二十九代、欽明天皇の二十三年に新羅に出征して、壯烈の戰
死を遂げたりし、調伊企難の妻、大葉子の貞烈を愛で、當時より諷詠したるものな
りきと云ふ。伊企難夫妻の事實は、日本書紀に見えたり。

同時、河邊、所處、調吉士伊企難、爲人勇烈、終不降服。新羅國將、拔刀欲斬、逼而脫、種追
令以尻臂向日本、大號叫也。曰、日本將、留我、臆、即號叫曰、新羅王、啗我、臆、雖被苦
逼、尙如前叫。由是見殺其子、男子、亦抱其父而死。伊企難辭難奪、皆如此。由此特爲諸將
師、所痛惜。其妻、大葉子、亦並見禽、憤然而歌曰、柯羅俱爾能、其能陪爾陀、致底於譜磨、故
幡、比例甫囉須、母耶魔等、陸武岐底、譯して云ふ、韓國の城の邊に立ちて、大
羅俱爾能、基能陪爾陀、志於譜磨、故幡、比例甫囉須、強喻、那爾姿、陸武岐底、譯して云
城の邊に立ち、大葉子は、領
巾振らす見ゆ、難波へ向きて。

父子夫婦の壯烈なること、嚴霜烈日の如し、克く頑夫も靡に、懦夫も起たしむるの概

原田本

あり。至誠の通する所、力を入れずして天地をも動かさし、心なき鬼神をも泣かしむるものあり。況してや郷國を同じうし、祖先を一にし、血あり涙ある日本人種にして、誰かその節操に感せざるものあらん。感すれば則ち嗚嘆して、歌詞にあらはれ、稱揚して辭藻にのぼるもの、古今東西を問はず、皆同一揆に歸すべし。故に當時の民人、或は儀式の餘興、或は遊宴の歡感に方りて、毎に慣用する催馬樂の曲譜に合はせ、之を唄ひ之を詠じて、以てその効績を讚美し、馬を催すが故に催馬樂と云ひたりし例の如く、大葉子節と稱して持て興じたりしものなり。催馬樂と大葉子節との繼承關係は、詠しき例證を知らず。然れども、名確の山つて起る所を考ふれば、疑問釋然たるものあり。尙且次きく、に論ずる、數條の辯説は、詠し得て餘あるべしと信するなり。

難者或はいはん、何故に其の夫を歌はずして其の婦を歌ひしか。又何故に其の子を稱せずして其の母を稱せしか。効績を較すれば、固より夫は婦に勝らん。順序を顧みれば、固より男は女に先だ、ん。斯の兒あるも、斯の父あるがためなり。斯の妻あるも、斯の夫あるがためなり。然るを只その婦のみを讚美す。是れ頗、恠しむべし。是れ人情歸向の厚薄ある所以、愛想最負の深淺ある所以、自然の理なるを知らざるの言なり。夫れ少弱を慈愛し、辱柔に同情を寄するは、天然自至の人情なり。伊企難剛強不撓

の大丈夫を以て、口を極めて新羅王を罵り、死に至りて而うして止んぬ。素より日本武人の本分とする所、自から榮とするに足る。父己に國のために斃る。子その父に従つて、國に殉せざるの理なし。されば父子の精誠、死は真に悲しむべしと雖、ごも、死して責任を全うす。亦遺憾なきなり。但、大葉子の狀たる、巾幗婦人、纖弱柔和の身を以て、面のあたり、夫兒の烈死を目睹し、愴然嗚嘆し、遙かに祖國を拜して、命を激鋒に殞し、以て日本民族たる面目を辱しめず。哀絶悲壯の極、その同胞たるもの、熱血溢れて同情の涙を漑かざるを得ず。是れ其の當時に於いて、實際その事實を見もし、聞きもしたる民人、その情を哀しみ、その誠を愛し、歌謠に詠じて之を讚美したるものにて、今世、日清日露二役の時、出征軍人の家族たるもの、其の父兄良人が、異域の鬼とならんを慮り、熱狂して安すること能はざりしより、其の心情遙かに深厚なりしならんと信する也。なほ、其の歌詞中に於いて、毎に大葉子の名を冠らして詠出したることをも、思ひ見るべし。

右は大葉子節の由來中、その大葉子女を讚美詠嘆したるものなりしことを述べたり。尙此の歌曲が、催馬樂と同一性質にして、全くそに起元せしものなる、徵證の二三を擧ぐべし。

毛色の名なり。やがて同毛色の馬を呼ぶ。此の色は、白くして黄赤を帯びたるものなり。又「川原毛」をカラクと云ふは、白を省ける也。

(にノ二) 道のくち、たけふのごふに、われはありと、おやには申たべ、心あひの風や、さ、さんだちや。(催馬樂、道、口)

(畧解)

催馬樂考に、「道の口、たけふのごふに、我は有と、親には告ぐ。心あひの風。」といへる。いひなせしか。萬葉に、風をたのむたる歌多し。この道の口といふは、越前なり。すべて前中の後の國をば、道の口、道の中、道のりといへり。云々「たけふ」て、ふ所、越前に有歟。しらす。武藏と但馬にて、ふの郷あれど、こは道の口といふにかなはず。

(にノ二) 西は追分東は關所、關所こゆれば、我がさとぞ。(大葉子節)

(畧解)

こも馬方節として唄ふ。こもは、前におなじ。

(ほノ二) いかにせん、やをしの鴨どり、いで、ゆかば、おやはありくと、さいなむと、よづまはさだめつや、さ、さんだちや。(催馬樂、何爲)

(畧解)

催馬樂考に、「をしのかもどり」は、鶯も鴨の類なれば、しかいふ。此、鳥の如くに出でゆけば、親は、さいなむと云ふなり。よづまは、忍妻なり。云々。

(ほノ二) こうり八丁の目は、沼やら田やら、立つに立たれぬ、羽ぬけかも。(おぼこぶし)

(畧解)

「こうり」は、今は其の音轉訛して、明かならず。他は、古里の字にや。「羽ぬけ鴨」とは、羽のぬけかほる頃の鴨をいふ。は、ぬけどりといふ。こももあるなり。

以上は單に本支岐分の状を知るに適切なる、二三の例を示すに過ぎず。大葉子節の

梗概を知らんと欲せば、後に出させる實例を一讀するを要す。

(二) その調節の催馬樂の調節と、甚同じきこと

催馬樂の形式は、三十一字の短詩形を數段に分ち、毎度打ち返して之を謠ふもの故に、婉曲變化の妙を極む。而うして其の間に、長短句の錯綜せるは、古風の本色たる所。萬葉の古調に髣髴たり。其の詩形は、又多くは、五七調をなすことも、古歌のしらべ也。大葉子節もその形式に於いて、各段打ち返すに於いて、長短句の錯綜せるに於いて、全く相同じ。只その詩形に於いて、五七調をなすもの多きが中に、七五調をなすもの往々之れあるは、後代歌謠の形式に、變遷を來し、に隨伴したるものとす。是れ古今集時代の長歌を始めとし、今様となく、謠曲となく、降りて端唄、長唄より、極めて俚俗なる里謠諸曲に至るまで、皆以て之を徵するに足る。斯く變遷を來したる中にも、其の調節に於いて、數段打ち返して、所謂入綾を存することは、依然古代の例を存するものにて、其の貴ぶべき所なり。因みに、入綾のことを少しくいふべし。

入綾とは、一曲節を歌ふ毎に、其の間に、唯を入るゝことにて、支那にては之を間といひたり。桐守部が、神樂入綾、催馬樂入綾といふ。大葉子節も、當地にては、之を間子

第七 本地方人は如何にして催馬樂を持續せるか 大葉子節のこと

といふ即綾子の轉なり。其の法は、一歌詞を數段に分ちたる、其の一段を唄ひ了る毎に、共に伴ふ音樂即囃を以て、曲調を繰返して拍子をとるなり。他の俗謠に於いては、縦令其の式はあるにもせよ、其の名を失ひたるに、此の地方のもののみは、之を存したること、實に面白くして且、貴きみやび事なりとす。誰の舞の時間の狂言さて、たはり出でたらん。

(三)

之に伴ふ舞踊の類、古風にして、全く古代の俗あること

催馬樂は謠物なり。然れども之に伴ふ舞踊は、未之を聞かず。然るに大葉子節には、合奏すべき踊あり。是れ漸々後世に至るに隨ひ、古風なる謠物に、古風なる踏踊を配合せしものなるべし。其の踊振は、數多の少女を舞姫に扮装して、之を踊子と稱し、數人の歌人、詞曲を奏づるに連れて、伎巧を合はせ演ずるなり。其の一組の人員は、笛今云一人、大鼓一人、小鼓二人、或は腰鼓一人、銅拍子一人、三味線一人、此の二つは、後世に足以上を拍子方とし、踊子四人、六人、或は八人等人員定以上を舞女とす。正しく是れ踏歌の節會の、舞妓にまねびたるものにて、類聚國史に見えたる、

大同四年三月丙寅、定雅樂寮、雅樂師、歌舞師四人、笛師二人、云々。また、大同初、預大嘗

會所藤原眞夏の事なり。造千功之標調、八佾之舞、可謂大樂之費、從此而起者也。

の例なりと思はる。小中村翁の歌舞音樂略史に、踏歌節會舞妓圖さて、年中行非盡卷よりなり。人數は十一人なれども、延道後世の花遊より出で来る様の圖なれば、皆出でなば、八佾十六人となりぬべく思はる。大葉子ぶしの踊は、八佾と極まらねど、人數の多きこと、丈は、體か此の遺制なり。尙前に云へる、四人、六人、或は八人と、皆思ひ合はすべし。

(四) 之に用ゐる樂器の、催馬樂出生の當時と、少しも變らざること

催馬樂に用ゐる樂器のことに就いては、樂家錄に、

或曰古御遊者、擊筚拍子、不用三鼓也。今世御遊、除筚拍子者、堀河院、專好音樂、故催馬樂不奏之、三鼓用之。是其始也。云々、

と見え、小中村翁は之に對して、

然れども催馬樂には、専ら筚拍子と和琴横笛を用ゐたる旨、諸書にみゆ。

と云へり。實に翁の説は正しかるべし。大葉子節の樂人中、笛吹は座首にして、音曲の始まりにも終りにも、皆笛聲の合圖に因つて始終するを見れば、笛師の座中に勢力あるものなることを徴すべく、是れ此の謠物の根元より、相伴ひしものなる證とすべし。唯古と異なりたる所は、筚拍子と和琴と廢りて、銅拍子と三味線と興りたるに

咲かぬとなす。

咲けば、宵もや生る。日かげの紅葉こそ、色ばかり。

大葉子、心もち、池の中の蓮の葉の、たまり水少し、さほるじと、ころりくく
やと、ころんで来る。

大葉子、作つた酒、濁酒の甘いので、砂糖しんこ。

なんぼ、下戸でも、おばこさへ酌に出れば、三杯のむ。

大葉子、何處さ行く、後の小澤、さほな、折りに。

ほな、若いとて、こたす、卸して、澤なりに。

大葉子、何處さ行く、白岩の瀬戸山さ、瀬戸、買ひに。

瀬戸、かじけ草下の屋の花園に行きたさに。

おばこ、どこさ行く、さしまきの發鳥山さ、お参りするに。

お参り、よそのこと、真崎野の齒原で、酒、飲んで居た。

おばこ、此の中、見ない、ねてでも、居たかやと、案じてた、
ねても、あもせず、親だち、出さねば、かこのとり。

出たよ、出きたよ、さ、もろこし船よ。

波に、ゆられて、さ、いそべとまはる。

病める、勝五郎を、さ、車にのせて。

曳けや、初花さ、箱根やま。

あべや、此の馬、いそげや、川原毛、せめて、麓の茶屋までも。

西は、追分、東は、關所、關所、ゆれば、我が里ぞ。

こ、うり八丁、目は、沼やら、田やら、立つに、立たれぬ、羽抜鳥。

碓氷峠の、権現さまよ、私、がために、は守神。

笠を手に、持ち、さらばといひて、重ね、くのいとま乞ひ。

腰に、馬、片手に、手綱、西の小山に、日が暮れる。

因みに云ふ、後の八首は、土俗、ジシク、又は、馬引節とも稱すれども、前にも言へるが如

く、そは、調子に、因つての、稱名とす。又、大葉子節は、元、その、歌詞頗多、かめれど、現今たゞ
以上、數首を、残すのみなるは、大に、惜しむべし。但、極めて、猥褻にして、聞くに、堪へざる
如き、歌詞は、當今、流行しつゝ、ありといへども、憚りて、擧げず。

第八 結 論

該仙北郡の民人は、歴史上より見て、我が上古より生存競争の結果、前後十数回の皇軍征畧にあひ、純粹の日本土著人、その當時稱して東夷てふものは、漸々該地方に壓迫せられて、腐至籠居したる其の後裔なることを知り、地理上より見て、該地方たるや、四周皆山にして、古は殆ど交通を杜絶せる土地なりしを以て、是れ等民族の割據には、究竟の處たりしを知り、又、人類上、人文上、言語、生業の上より見て、服装、頭髮、化粧、器用、建築、彫刻、冠婚葬祭、歌舞音楽等、悉く古代の遺風あるを知り、又その流行せる俗謠に因りて、催馬樂を持続せるを知りぬ。即ち大葉子節は、絶えて他の地方に有せざる一種の古謠にして、歌詞、調節より、之に伴ふ舞踊、樂器に至るまで、催馬樂と少しも變りなきを證せり。

以上の論究によりて、催馬樂てふ歌曲は、當該地方に古代その儘存在せるを發見し、繞梁餘音 列子曰昔韓娥東之齊聞風過門聞琴聲感其聲之哀去而餘音繞梁樞三日不絕の現今間然として聞ゆるなく、亡滅斷絶

するかを半疑半憾せし舊友の、踪跡を搜索し得たるのみならず、施いて方今全世界に於いて知らんと熱望しつゝある、我が古代の日本そのもの、大半を認識し、所謂愛國心てふものが、或は大和魂となりて發揮し、或は武士道となりて迸出し、之を以て千古の國體を維持し、未曾有の大業をなし遂げしもの、遠く素あるを明かにしたり、予や固より謏劣、論理の智なく、考證の識なしと雖ども、沈潜茲に年あり、稍得る所ありて、感喜措く能はず、乃之を秃筆に上せて、以て同好の士に頒かつと云ふ。

校正を畢りたる夜一首 淇水

これこそは外國人のもたぬなれ

神代なからの大和たましひ

日本風俗の新研究了

明治四十二年五月十五日印刷
明治四十二年五月二十日發行

日本風俗の新研究
定價金五拾錢

著作 平岡 專太郎

發行 松崎 善太郎
兼者 東京市日本橋區本石町二丁目十二番地

印刷 中央印刷所
東京市京橋區本湊町一番地



發行所 大賣捌

杉本書房

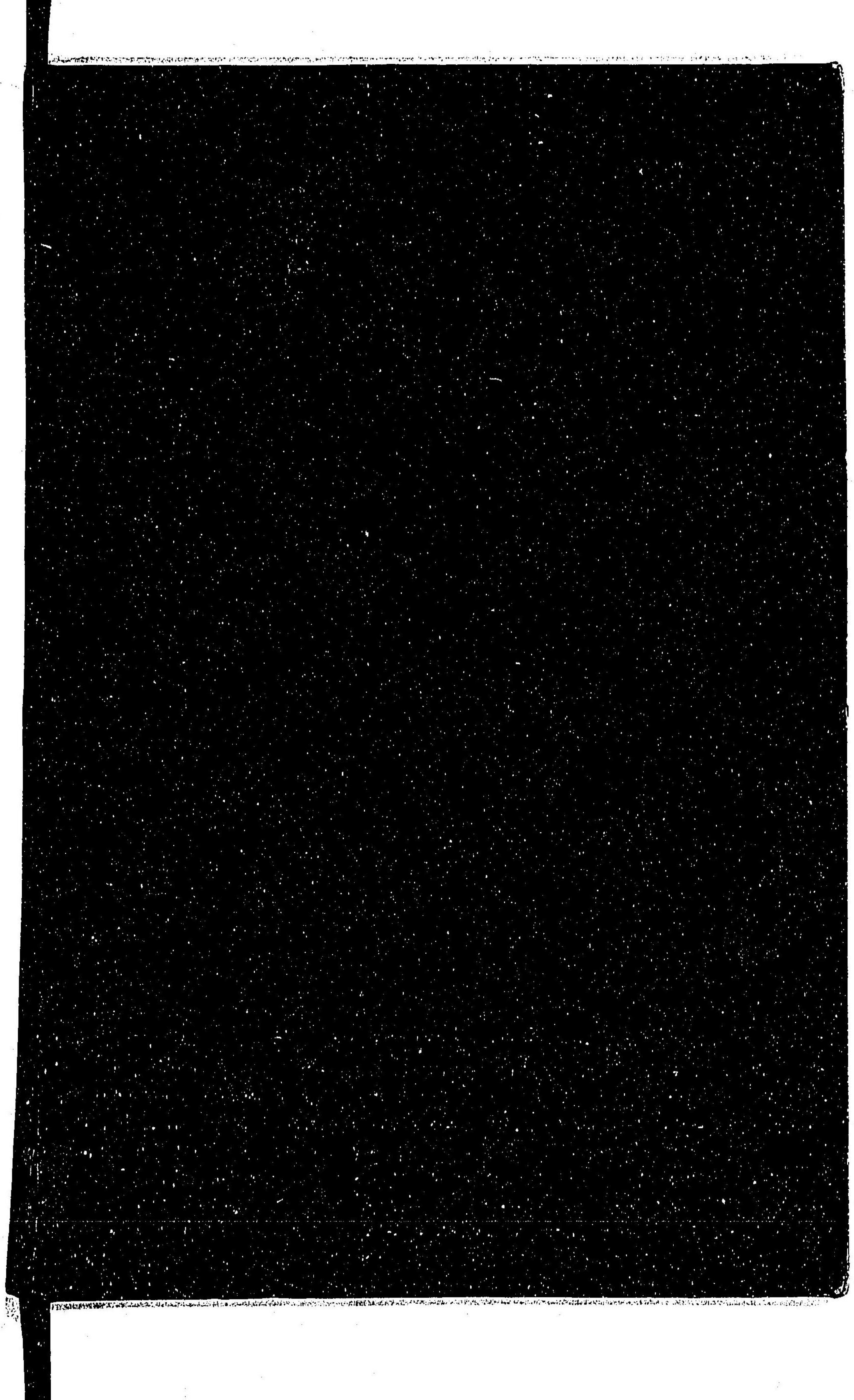
東京市日本橋區本石町二ノ十二
振替貯金口座東京
五六一三

41793
4

44

327

38



327

38

027390-000-1

327-38

日本風俗の新研究

平岡 専太郎/著

M42

ADJ-0159



25-11-30